

## 第 82 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

## 第 82 回

### 食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和元年11月26日（火）15：30～18：17

会場：農林水産省本省 7階講堂

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 現行基本計画の検証と次期基本計画に向けた施策の検討

（1）農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営等 の展望について

（2）農業のデジタルトランスフォーメーション(DX)について

### 3. その他

### 4. 閉 会

午後3時30分 開会

○政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。ございます。

本日は、高島委員、堀切委員、関司専門委員、中谷専門委員が所用によりご欠席となっております。

また、西村専門委員、三輪委員が遅れて到着される予定となっております。

現時点で企画部会委員の出席者は11名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定による定足数3分の1以上を満たしていることをご報告申し上げます。また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表前に内容の確認をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

あと資料の方でございますが、本日もタブレットにて資料をご覧ください形にしております。タブレットには、本日の議事次第、資料一覧、座席表、委員名簿の他、資料1から資料6までの資料と参考資料として農業者からのヒアリングにおける主な意見、現行の食料・農業・農村基本計画を用意させていただいております。

また、議論の参考として先日の食料自給率、食料自給力に関する資料もタブレットで配付資料1、配付資料2というような形で用意をさせていただいております。タブレットが読み込めない、うまく動かないなどございましたら、お近くの事務局員までお知らせいただければサポートいたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後の司会は大橋部会長にお願いしたいと思います。

部会長、よろしくお願いいたします。

○大橋部会長 皆さん、こんにちは。

本日もどうぞよろしくお願い致します。また、地域での意見交換会が進行中ですが、ご参加の皆様本当にお疲れさまです。ありがとうございます。

それでは、開始したいと思います。本日の会議は18時までの開催予定で、議題は農地の見通しと確保、農村構造の展望、農業経営等の展望、そして農業のデジタルトランスフォーメーションとなっております。各委員のお立場から忌憚のないご意見を賜って、よりよい基本計画にして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、もしカメラがあればここにてと思いますが、退室をお願いしたいと思います。

議題に入りますが、(1)、(2)とございますけれども、最初に(1)の農地の見通しと確保、

農業構造の展望、農業経営等の展望ということで、資料1から4までご用意していただいております。これらについてご説明いただいた後、意見交換を行いたいというふうに考えております。

事務局よりの資料のご説明ですけれども、牧元農村振興局長、横山経営局長、浅川総括審議官、そして菱沼技術総括審議官の順でご説明いただくということになっております。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

○農村振興局長 それでは、農村振興局長でございます。資料の1をお開きいただきたいと思います。

農地面積の見通しの検証について、私の方からご説明させていただきます。

この資料の目次を飛ばしまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

農地の見通しについてのまずは上段でございますけれども、現行基本計画における考え方でございます。

現行基本計画におきましては、これまでの趨勢、これは農地の転用とか荒廃農地の発生、こういったものを踏まえまして、さらに①から③、①中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等による荒廃農地の発生抑制、また②農地中間管理機構による担い手への農地集積等による発生抑制等、こういったような施策の効果を織り込んで、農地面積の見通しを推計するという考え方に立っているところでございます。

これに対しまして、新たな基本計画における見通しの考え方でございますけれども、まず一つ目の丸のところでございますが、基本的な考え方といたしまして、国内農業の基盤として各種施策により今後とも国内農業の農業生産に必要な農地をしっかりと確保していくということでございます。

二つ目の丸のところでございますけれども、農地面積の見通しにつきましては、現行基本計画の考え方を基本的に踏襲いたしまして、これまでの趨勢、農地転用、荒廃農地の発生を踏まえつつ、各種施策の効果を織り込んで検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

この農地面積の推移はどうなっているのかということについてでございます。

これにつきましては、左上のこの図をご覧くださいますと、平成26年当時452万ヘクタール、これが令和7年では趨勢で420万ヘクタールになるところを、施策効果を見込んで440万ヘクタールというような見通しにしていたところでございます。実績につきましては、真ん中の青い線のところでございますけれども、令和元年時点で439.7万ヘクタールということで、ほぼこの令和7年に見込んでおりました440万ヘクタールに近い水準になっているというところでございます。

これについては、左下のところの図をご覧くださいますと、真ん中右側、赤いところの矢印でございますけれども、荒廃農地の再生でございますとか、あるいは東日本大震災からの復旧につきまして

は、実績について、予想よりもむしろ若干上回るぐらいの形で推移をしているのでございますけれども、左側の青いところ、あるいはグレーのところの減少要因のところでございますけれども、農地の転用とか、荒廃農地の発生というものがこれが想定以上に進んでいるというような状況でございます。

ここら辺りをさらに次の6ページでご覧をいただきまして、さらに分析をさせていただきますと、上の枠の中でございますけれども、一つ目のポツのところでございます。

農地の転用についてでございますけれども、見通しでは年1万ヘクタールを見込んでおりましたけれども、実績では1.5万ヘクタールの転用が発生しているということでございまして、見通しから乖離をしているという状況、また二つ目のポツでございますけれども、荒廃農地の発生につきましては、見通しでは年間0.6万ヘクタールということを見込んでおりましたけれども、実績では1.5万ヘクタールが発生をしているということで、見通しから大きく乖離をしているというような状況になっているところでございます。

これにつきまして、さらに次の7ページのところをお開きいただきたいと思います。

荒廃農地の発生抑制についてでございますけれども、この右上のグラフをご覧をいただきますと、施策の効果を考慮しなかった場合には、21万ヘクタール減少すると、そこに対して施策の効果を14万ヘクタールと見込んで、7万ヘクタールの減少というふうに見込んでいたところでございますけれども、実績につきましては既に令和元年におきまして7.7万ヘクタールの減少というような状況になっているということでございます。

これについて、施策は効果を発揮しなかったというところでございますけれども、右下のところをご覧いただきますと、中山間地域等直接支払制度の交付面積、これにつきましては近年66万ヘクタールでほぼ横ばいで推移をしているということ、あるいは右下の多面的機能支払交付金でございますけれども、これにつきましては229万ヘクタールということで、農地の約半分において取組をいただいているというような状況でございます。これらの直払い等につきましては、相応の施策の効果を発揮しているというふうに考えておきまして、ちょうどこの中山間直払いにつきましては、今回5年ごとの見直しということでございまして、検証のためのいろいろな専門家の皆様方による検証も行っていたところでございますけれども、この荒廃農地の発生抑制に対しまして、相応の効果を発揮をしているということで分析をしていただいているところでございます。

従いまして、左下のところの今後の対応でございますけれども、三つ目の丸のところでございます。

今後とも中山間直払い、あるいは多面的支払い、あるいは農地中間管理事業による農地の集積・集約化と、こういうような施策を着実にやっていくことによりまして、この荒廃農地の発生抑制に向けた対策を進めていくということが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

次の8ページをお開きいただきたいと思います。

一方、荒廃農地の再生についてでございますけれども、これは先ほどご説明申し上げましたように、ほぼ見通しに沿ったような形で実績も推移をしているということでございますが、これは右下の図をご覧くださいますと、これは茨城県の事例でございますけれども、この事例では荒廃農地について、周辺の農地等含めて、併せて一体的に集積・集約化をするというような取組をしたところでございます。このように、荒廃農地について、周辺農地と併せていろいろな集積・集約化をする、あるいは基盤整備をするというような取組が各地で展開をされているということによりまして、見通しに沿ったような実績になっているというふうに分析をしているところでございます。

最後9ページ目でございます。

東日本大震災からの復旧につきましては、これは見通しを上回る形で実績が推移をしているということでございますので、引き続きまして残りの復旧対象農地につきましても、復旧を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

農地関係は以上でございます。

○経営局長 続きまして、農業構造の展望につきまして、経営局からご説明をさせていただきたいと思います。

資料の2でございます。

まず、農業構造の展望の位置付けでございますけれども、食料・農業・農村基本法におきまして、国は効率的かつ安定的な農業経営を確立し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要な措置を講ずることとされております。こうしたことを踏まえまして、施策を推進していく上に当たって、目指すべき農業構造の姿を明らかにするというものでございまして、食料・農業・農村基本計画を決定する際に、併せて農林水産省として作成をし、公表いたしております。

1ページお送りいただきたいと思います。右下の方にページを打っておりますけれども、そこで1ページとあるところです。

この1ページと2ページ、これは現行の農業構造の展望についてでございます。

現行の農業構造展望は、担い手の育成、確保、担い手への農地集積、集約化等を総合的に推進していく上での将来ビジョンといたしまして、基本法21条の効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するとの方針を踏まえた担い手の姿、これを左の方で示すとともに、その担い手が10年間で全農地面積の8割を利用するという望ましい農業構造の姿を明示しているものでございます。こうした中で、効率的かつ安定的な農業経営とこれを目指す経営体、具体的には認定農業者、認定新規就農者、集落営農を担い手というふうに位置付けておるところでございます。

2 ページをご覧ください。

持続可能な力強い農業を実現していくためには、安定的に農業労働力を確保していくことが重要と  
いうことをございますので、農業労働力の見通しについても併せて示しております。見通しは平成17  
年から平成22年にかけての趨勢をもとに、10年後の平成37年の基幹的農業従事者と常雇いを合わせま  
した農業就業者数について、算出したものでございます。平成22年から27年までの傾向がこのまま  
続いた場合の見通しを示したのがグラフの平成37年の趨勢というものでございまして、この場合、令  
和7年に49歳以下が30万人、69歳以下が87万人になると試算してございます。

3 ページをご覧ください。

ここから5 ページまでが現在のデータに基づきまして、農業構造の展望について検証を行ったもの  
でございます。望ましい農業構造の姿で示しました担い手への農地集積でございましてけれども、農地  
バンクが創設をされました平成26年、2014年でございますが、以降、集積率が再び上昇に転じまして、  
直近の2018年度では56.2%とシェアになっております。担い手のシェア8割達成に向けまして、前通  
常国会の農地バンク法の改正等によりまして、人・農地プランの実質化や農地バンクの手続の簡素化  
を行っているところでございます。

4 ページをご覧ください。

農業労働力の見通しでございます。

現行の農業構造の展望におけます2015年の見込み値と同年の統計データを比較しております。49歳  
以下及び69歳以下についてご覧いただきますと、いずれも現状値が見込み値を上回っております。青  
年層の新規就農施策に一定の効果があつたものと考えておりますが、他方で80歳以上では現状値27万  
4,000人ということでございますけれども、これが大幅に見込み値である38万6,000人を下回っており  
ます。想定以上に高齢者のリタイアは進んでいる状況と言えようかと思ひます。このため、農業就業  
者全体では現状値が見込み値、203万人を下回る196万人となっているところでございます。

5 ページをご覧ください。

これは今のデータを基幹的農業従事者と常雇いに分けて、さらに詳しく分析したものでございます。  
表の下にあります49歳以下や69歳以下の年齢層で見ますと、基幹的農業従事者では現状値が見込み  
値をわずかに下回っていますが、それよりも常雇いの現状値が見込みを上回っているということでご  
ざいます。常雇いの増加によりまして、これらの年齢層の労働力が確保されているというふうに理解  
してございます。

他方で80歳以上の基幹的農業従事者の現状値が見込み値を大幅に下回っています。この減少幅が非  
常に大きいことから、全年齢層を含めた農業就業者全体では、現状値が見込み値を下回ると、こうい

った結果になっているところでございます。

6 ページをご覧ください。

新規就農者の現状でございます。世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、若い世代の就業者の確保が重要ということになって参ります。49歳以下の新規就農者につきましては、平成26年から平成30年の5年間の平均は2万1,400人ということでございまして、それ以前の5年間で比べると、年間平均で2,600人の増加ということになります。ただ、近年は特に他産業との人材獲得競争が激化していることから、減少傾向が見られるところでございます。

7 ページをご覧ください。

次に、常雇いでございます。

グラフの赤丸で示したところがセンサスのデータということになります。これで見ますと、例えば2010年から2015年の5年間では47%ということで、非常に大きく増加してございます。一方、2016年以降の調査では横ばいの状況になっておりまして、これからも過去2010年から2015年までのような増加で伸びていくのかということについては、不透明な状況というふうに認識してございます。

次に、8 ページ、参考の役員等についてという資料がございます。

現行の農業構造展望は、先ほど申し上げましたように基幹的農業従事者と常雇いということで農業就業者と、こういう整理をしているんですけれども、それに入っていない法人経営体の役員等についての状況をまとめたものでございます。

役員等につきましては、平成22年、2010年から平成27年、2015年の5年間で1.6倍に増加して15万6,000人というふうになるなど、非常に増加しておりまして、一定のシェアを占めております。これには農業にほとんど従事していない役員も含まれているわけですが、他方で農業に年間150日以上従事する役員等に限定しても、5年間で1.8倍に増加し、7万6,000人になるなど、法人化の進展に伴いまして、役員等が農業労働力として一定の位置付けを占めているということが言えようかと思えます。

9 ページ、以上の検証結果ということでございます。

検証結果の上の部分は、今まで申し上げたことと重複いたしますので、割愛しますが、今後の検討方向のところでございますように、新たに農業構造の展望を検討する上では二つのことが必要と考えます。一つは、農業労働力の確保は非常に重要でございますけれども、一方で人口減少局面や他産業との人材獲得競争が激化するという状況を踏まえますと、人材の確保が非常に厳しい環境にあるということも、これまた事実でございます。こういった中で、単に総数を確保するというだけではなくて、適正な年齢バランス、世代間の構造というものを実現し、持続可能な農業構造となる展望を示すべきではないかというふうに考えております。



二つ目は、センサス期間は非常に増加している一方で、直近は横ばい傾向で今後の動向が不透明な常雇いについては、センサスだけではなく、直近の動向も踏まえて見通しを検討していく必要があると考えております。また、農業に従事している役員等の増加を踏まえまして、役員等を新たに農業労働力として捉えるべきではないかと考えているところでございます。

経営局からの説明は以上です。

○総括審議官 次に、資料3をご覧くださいと思います。農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大の検証について説明をしたいと思います。

まず、1ページ目になりますけれども、この所得の増大が現行基本計画に記載された経緯について簡単に説明したいと思います。

ページ中ほどの囲みにありますとおり、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など、厳しい状況を踏まえて、農業の競争力を強化し、農村を活性化するために、農業、農村の所得を増大することが重要だということで、平成25年に決定された農林水産業・地域の活力の創造プランや平成26年に決定された日本再興戦略において、それぞれ農業、農村の所得倍増を目指すということが明記され、現在の基本計画においても一番下の囲みにありますけれども、農業所得や農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進するということがされたということでございます。

次のページをご覧くださいと思うんですけれども、この図は所得増大に向けて推進する施策の例といったものを示しております。左側が農業所得になりますが、生産額の増大と生産コストの縮減ということで、それぞれの政策を進めることにしております。また、農村地域については右になりますが、加工、直売や都市と農村との交流促進などをそれぞれ推進していくということにされております。

次のページをご覧くださいと思います。4ページになります。

まず、農業所得についてご説明をしたいと思います。下の図では農業総産出額と生産農業所得の推移を示しております。図の上半分になりますけれども、農業総産出額は平成2年から平成26年にかけて減少してきましたが、27年以降は米や野菜など、需要に応じた生産が進んだことなどによって、3年連続でふえてきております。平成29年には9.3兆円ということになっております。また、図の下半分、ブルーの棒になりますけれども、こちらは所得ということで収入からコストを差し引いた所得になりますけれども、こちらも平成26年までは農業総産出額が減ってきたこと、また資材価格が上昇したといったことで減少してきましたが、27年以降は3年連続で増加し、29年は3.8兆円ということになっております。

次のページをご覧くださいと思います。

主な品目毎に産出額、生産量、物価指数の平成25年から平成29年、この5年間の推移を整理したものです。赤枠で囲んだところが5年間の変化ということですが、これを見ますと、畜産物、野菜、果実で農業産出額が大きく増加しているということが分かります。生産量は若干減少しておりますけれども、国産需要が堅調に推移したこと、また畜産では和牛、また果実ではシャインマスカットといった高付加価値品目への転換や輸出などの取組が進んだということで、価格が上昇して販売収入が増加しているというふうに考えております。

次のページをご覧くださいと思います。

次のページは、都道府県毎に農業産出額の推移と主要部門、1位と2位について整理したものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

次のページ、7ページと8ページはコストについて取組み事例を挙げております。これまで農地中間管理機構による農地の集積、集約化や基盤整備、資材価格の低減、高収益作物への転換といった様々な政策を講じてきたところです。こうした取組を通じて、左上、こちらは水稻の事例がありますがけれども、各種作業のコストが低減されたら収益アップにつながった事例というのが広がってきております。引き続き各地でこうした取組が進められるように取組んでいく必要があるというふうに考えております。

次の9ページ以下をご覧ください。10ページをご覧くださいと思います。

次は農村地域の関連所得になります。

農村地域の関連所得ですけれども、農村の地域資源を活用した取組のうち、加工、直売、輸出、都市と農山漁村との交流など、7分野を対象として算出しております。平成29年度までに全ての分野において関連所得は着実にふえてはきておりますが、都市と農山漁村の交流のように比較的増加しているところと加工、直売というように伸び悩んでいるところとがあります。中でも農業者が主体となつて、自ら加工、直売などを行う6次産業化の取組は、農業者に十分なノウハウがないといったこともあり、個々には成功例もありますけれども、全体では経営が厳しい状況にもあります。また、特に直売所のように、今後農村地域の人口減少が進むことで、恐らく需要が減少するのではないかと予測される分野もあると思います。

次の11ページをご覧くださいと思います。

二つの優良事例を挙げております。左は海外需要に応じた小ぶりのサイズのサツマイモを栽培することで輸出を拡大している取組になります。また、右は農村の観光の事例になりますが、今後は農村の人口が減少するということが予測されますので、海外の需

要を取り込む輸出や域外から客を呼び込む農村観光といった取組により、所得を確保していくということが重要になってくると考えております。

次の12ページをご覧くださいと思います。

検証結果と今後の方向について記しております。

下の表を見ていただければと思いますが、農業所得については現時点で令和7年度を目標にしております3.5兆円を既に超えているといった実績になっております。今後ともさらなる農業所得の増大に向け、農地の集積、集約化、スマート技術の現場導入などによる省力化、高収益作物への転換、輸出といった取組を進めていく必要があると考えております。

また、農村地域の関連所得については着実にふえています、引き続き所得の増加に取組む必要があるといった現状にあります。今後は農業者が自ら加工する取組に加え、食品産業など、2次、3次産業に関与してもらった取組のうち、農業に貢献する高付加価値ビジネスの創出を推進したり、輸出や都市と農山漁村の交流の取組を推進したりといったことをさらに進める必要があると考えております。

以上です。

○技術総括審議官 続きます、資料4-1をご覧ください。

農業経営等の展望についてということでご説明させていただきます。

ページは1ページでございますが、この農業経営モデルは将来のビジョンとして主な営農類型、地域について例示的に示したものでございます。35の農業経営モデルを提示しております。それにつきましては、参考資料の2ページから10ページほど載っておりますので、ご覧くださいと思います。

それで、ここで水田作の農業経営モデルを例として示しておりますけれども、対象地域、経営形態、経営規模というのを示しまして、そこで試算結果として粗収益、経営費、農業所得、1人当たりの所得といったものを示しているところでございます。

そういった経営モデルの中で、技術を新しいものを導入しているということでございますけれども、その2番目で技術などの展開状況ということでございます。これにつきましては、13の営農類型につきまして、本資料5ページから7ページほどで記載しておりますけれども、ここでは各論という形で1ページのところに水田作、施設野菜作等を載せております。例えば、水田作においては担い手の利用面積のシェアが上昇しているとか、直播栽培がふえていると、施設野菜においても施設野菜栽培の中で環境制御技術の導入がふえているといったようなことが書かれております。一方で、かんしょ辺りではまだまだ導入が進んでいないといったようなことも、端的に示しているといったことでございます。

続いて、2ページでございますけれども、そういったような経営モデルはどういうふうにも実際の経営状況としてなっているのかということを示したものがございます。

これは統計のデータでございますけれども、これにつきましても営農類型上、本資料の8ページから11ページにたくさんありますけれども、載せております。ここでは水田作、施設野菜作、北海道の搾乳等の経営を載せているところでございますけれども、例えば水田作におきましては経営全体で見た場合、1人当たりの農業所得は580万円といったようなことになっております。経営規模につきましても、かなり大規模層についても随分ふえてきているといったような状況だと思っております。施設野菜につきましても、全体では農業所得、1人当たりで270万円程度ということでございますけれども、規模が大きければ大きいほど所得が上がっているといったようなことでございます。こういったようなのが経営状況で今状況でございます。

こういったような中で、我々は今後基本計画、新しいものを作る際に参考資料となる新たな農業経営モデルを作りたいというふうを考えております。それは3ページに記載しているところでございます。現行の農業経営モデルでも配慮されている事項、さらに新たに配慮すべき事項を加えて、新しい農業経営モデルを作るべきだというふうを考えております。

具体的に申し上げますと、①、②というのがございますけれども、他産業に比べて遜色のない所得が得られるモデルを示すこと、具体的に申し上げれば他産業の所得水準、いろいろ県別にありますけれども、400万円から700万円程度というふうになっておりまして、こういったものを目標として経営モデルを作るべきだという考えがあります。

さらに2番目でありますけれども、大きな経営規模のモデルだけではなくて、地域の中核になると考える家族経営をちゃんと示すことが必要であろうといったことであります。先ほどの経営状況を見まして、経営規模が大きければ大きいほど農業所得が上がっておりますけれども、そればかりを目指すというのではなくて、ちゃんと分厚い中間層のところを狙っていく必要があるだろうと考えています。

続いて、新たに配慮すべき事項ということで、③ということになりますが、スマート農業などの新技術を導入した効果を織り込むべきであろうと。

④であります。これもスマート農業、実際に高額な機械を買うのではなくて、農作業のアウトソーシングや機械等のシェアリング、リース、レンタルといったことを導入しながら、そういったものを織り込んで経営モデルを作るべきではないかということがあります。

⑤、これは現状の経営規模等の乖離したものではなくて、現状を踏まえたモデルというものを作るべきだろうと、さらに意欲的なモデルというものも作るべきだと、新しい担い手の方がここまでできる

んだということを期待できるような目標を作るべきではないのかなということです。

さらに⑥でありますけれども、シニアの定年帰農、さらには新たなライフスタイルや地域の活性化等に寄与するような取組で行うことも必要なのではないのかと、こういったことを参考にして作るべきではないのかなと考えております。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

ただいま今回基本計画に関連して、今ご説明いただいた資料1から4のものについても検証しつつ、次期の計画に反映させるということで議論したいということで、今回取り上げていただいた次第です。

これは一括してご意見賜ればというふうに思っております。どなた様からでも挙手していただければ、その順でご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、中家委員からお願いいたします。

○中家委員 全中の中家です。

何点かお聞きしたい点もございますが、まず最初の農地面積の見通しであります。農地は生産基盤強化において、非常に重要な要素であろうかと思っております。農地面積が減っている要因として、例えば荒廃農地がふえていると整理されているんですけども、これは要因じゃなくてあくまでも農地面積の減少というような捉え方をしておりますので、もっと突っ込んだ分析が必要じゃないかと、こういう思いがしてございます。転用、あるいは荒廃農地が発生している場合、何でそれが発生しているのか、あるいは、それが優良農地なのか、山間地なのかとか、いろいろなもっと細かい要因分析が必要かなと思っております。13ページに荒廃農地の発生原因というのがありまして、26年の調査結果を出されておるんですけども、それが5年後はどうなっているのか、傾向としてどのように把握しているのかをまずお聞きしたい。それから先ほど説明がございました、いわゆる21万ヘクタール、あるいは14万ヘクタール荒廃農地の発生抑制効果があったという、これの根拠を教えていただきたいと思っております。

それから、もう一点農地の見通しというような表現をされておるんですけども、例えば先ほどもございましたように、国内の農業生産に必要な農地面積の目標値をどうとらまえておったのか。趨勢による見通しじゃなくて、これだけ必要な面積があるんだよと、だからそれに対してどういう施策をしたから、結果どうなっているんだよという、このことがどうなっているのかなという思いがしてございます。私は中山間地の状況しか分からないので、全体はちょっと把握できていないんですけども、荒廃化が進むということは、担い手があるなしもあるんですけども、どちらかといえばいわゆ

る急傾斜地で、条件が不利な農地なんですよね。そのところは、あえてまた農地として未来永劫そこを維持していくのかどうかというのは、これは一方で考える必要があるんだろうし、そういうところで農業経営をやっても、決して効率的じゃないということからすれば、そういうところは荒地として、例えば照葉樹を植えるとか、諦める。一方で新たな農地造成といいたいでしょうか、そういうものによって優良農地を確保していくという、こういう考え方も必要じゃないかと、こういう思いもしてございます。

それから、2番目の農業構造の展望ということでもありますけれども、ここでもちょっとお聞きしたいのは、望ましい農業構造の姿と、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造を目指すということで、この8割とした根拠を教えてください。というのは、現状担い手へさらに集積できるような状況になっているのかといたら、決してそうじゃなくて、私は地元で見ますと、受け手は手いっぱい、これ以上困りますよというような状態です。加えて先ほどの荒地農地の発生原因の調査結果で見ますと、一番多いのが高齢化、労働力不足、2番目が価格の低迷、3番目が農地の受け手がいないという、こういうような担い手がいない、あるいは農地の受け手がいないという調査結果で、5年たった現状はさらにこの傾向が進んでいるのではないかと。

それからすると、担い手に農地の8割を集積するというのは、非常に難しいし、困難だし、その8割を担い手に集積した時の農村の絵姿は、どういう姿を描いているのかなという、こういう思いがしております。

農村の振興というのは大事なポイントで、農村社会を維持していくということからすると、例えばもちろん兼業農家も含めて多様な農業形態があってもいいんじゃないかと思っております、それからすると担い手に農地の8割を集積するというのはどうなのかなという感じがしております。

もう一点だけ、農業所得の増大と関連所得の増大というところでもありますけれども、先ほどからありますように、3年、4年、産出額が上昇しているという、これは非常にある意味喜ばしいかなと思うんですけども、一方では産出の量は鶏卵以外全て減少なんです。ここをどう見るかということが非常に大事であって、産出額がふえているからいいんだよということで、もろ手を挙げて喜ぶ状況じゃないんじゃないか。生産基盤が非常に弱くなって、生産力が減っているということからすると、何かの手を打たないと、この傾向はますます続くんんじゃないかと、こういう思いがしてございます。例えば需給バランスで需要が強くなって価格が上昇すると、心配されるのは海外の輸入物が現実にとんとんふえているという状況の中で、国内生産のパイがますます減るんじゃないかなという、この心配を非常にしてございます。

今需要があるのに生産量が伴っていない小麦とか大豆とかは、非常にポイントになる。これらを増

産する本当に具体的な施策を講じていくということが、ひいては自給率の向上にもつながるという思いがしてございます。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

かなり本質的なご質問もいただいたのかなと思っていますので、よろしければご回答を今いただいてもよろしいですか。

よろしく申し上げます。

○農村振興局農村政策部長 農村振興局でございます。

まず、中家委員の方から荒廃農地の増加要因について、さらに突っ込んだ分析が必要ではないかというご意見を賜りました。

それで、13ページの資料について言及していただきましたけれども、この平成26年の調査以降新しい調査をやっておりませんので、今データとしてはこれしかないんですけれども、我々が考えておりますのは、基本的な傾向はこの時のこういった回答の傾向から大きくは変わってないのだろうというふうに考えております。高齢化なり労働不足によって、なかなか農地を使えない。農産物価格等については、もちろんその年々の変動がありますので、場合によってはその時点で価格の状況によって、多少数字が動くということはあるかも分かりませんが、基本的に各農業者の価格がなかなか上がらないということで、生産に対する意欲というところで、なかなかモチベーションが上がらないというふうなことも、この農地を有効に使えないというふうなことに繋がっているのではないかなというふうに考えております。

あと荒廃農地の発生抑制効果の根拠ということでございましたけれども、これは今手元にありませんので、後ほど報告をさせていただきます。

あと農地の見通しということになっていて、農地面積を目標としてどう捉えるのかというお話ございました。確かに、基本計画の中では農地面積につきましては、自給率目標の構成要素としてこれまでの農地の面積の変動に対する趨勢、これが転用であつたりだとかというような要素によって動いてくるわけですが、この趨勢に施策の効果を織り込んで、見通しという形で示してきているということでございます。

かねてからこの基本計画で、目標とすべきというようなご意見もあったかとは思いますが、全国レベル、あるいは地方のレベルで農地面積の目標を設定をして、面積を維持をしようというような手法について、結局農地の転用等についても、その時々々の社会経済情勢ですとか、土地利用の需要に対応して変化をしてきているという面がございます。

当然、我々農林水産省の立場におきましては、優良農地というのはきちんと確保して、国民への食料の安定供給ということをしつかりと対応できるようにしていくということは、当然なんですけれども、狭い日本の国土の中での土地利用全体の観点というのも、これは頭に入れてやっていかなきゃいけないということがございますので、制度的な縛りを今以上に厳しくするとか、そういったところについては、なかなか難しいものがあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、農地面積についてどういうふうに捉えていくかということについては、引き続き慎重に検討していかなきゃいけないというふうに捉えております。

なお、農振法に基づきます農用地等の確保等に関する基本指針というのがございますけれども、こちらの方では、確保すべき優良農地の目標面積、これは転用の制度の運用との兼ね合いということになりますけれども、そういった観点を踏まえて、優良農地の目標面積については、基本指針の方で明示をしているということについては、つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、あと条件不利地域で荒廃が進むというご指摘がございました。それは委員ご指摘のとおりだと思います。そういった意味で、特に中山間等の条件が不利な地域において、こういった農業経営モデルというのが考えられるかということを示していくというのは、大変重要だというふうに考えております。そういったいわゆる米だけでというようなことでは、なかなか所得が上がらないというようなこともあろうかと思えます。

また、農業プラスアルファ、例えば今農村振興局では農泊等の取組も進めておりますけれども、地域全体でどういうふうに所得を上げていくかというような中で、農地をどういうふうに有効に使っていけるかというような視点も非常に重要かと思えます。ご指摘の点は、大変重要なご指摘ということで受けとめ、引き続き施策の検討に反映させるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○経営局長 経営局でございます。構造展望につきまして、非常に本質的なご指摘を賜ったと思えます。

まず、なぜ8割目標なのかという件に関しましては、まさに作成いたしました時に、過去平成12年から平成22年の間での担い手の農地利用割合、これが3割から5割ということで2割ふえていたというようなことも踏まえて、それをさらに3割アップさせるということで8割ということをお願いしております。

ただ、なぜそもそも担い手への農地集積、あるいは農地集約を進めなきゃいけないのかという点については、これも委員もご案内のとおりでございますけれども、非常に高齢化が進んでいると、先ほどの私の資料の中にもございましたけれども、実際70代、80代の方というのは相当数おられます。こ



の方々、これから10年たってくると、かなりの方々がリタイアするんじゃないかということは確実に思います。

そうした中であって、今ある農地をどうやっていくのかということ考えた場合に、そこどころでしっかり農業をやっていただく方を育てないといけないし、そういう人たちに集めていかないといけないんじゃないかと、そういうことが我々の思いでございまして、ただそれを具体的に上から押しつけるというのではなくて、それぞれの地域、地域で現状をよくまず認識していただきたい。そうした思いでまさに今始めているのが人・農地プランの実質化という取組でございます。

その中では、それぞれの方々、今何歳でいらっしゃるの方々、後継者がいるのかいないのかということを確認していただいた上で、それを地図に落として、その地域について将来どういうふうな絵姿を描くのか、誰に寄せていくのか、寄せる人がいなかったら外から人を持ってくるのかということをしつかり議論をして、決めていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

○総括審議官 所得のお話についてございましたけれども、生産農業所得、3年連続で増加しているということで、農業生産というのはいろいろ浮き沈みと申しますか、ふえたり、減ったりと、いろいろな要因がある中で、着実にふえているというのは、一義的には農業者の皆さんの努力で、例えば主食用米から需要のある麦、大豆へ転換したり、業務用加工用向け野菜の生産を拡大したり、あと果樹においては品質向上や海外市場を開拓したりといった、需要に応じた生産とか付加価値向上の取組というのが着実に広がってきているということを表しているのだらうなというふうに考えております。

ただ、一方では中家委員ご指摘のように、農業従事者の平均年齢、高齢化が進んでいるとか、農地面積の減少が進んでいるといったことが進んでいるのも事実でございます。ですから、こういうマイナス要因を今後いかにリカバーしていくのかということが政策の大きな方向ではないかというふうに考えておりますので、ご指摘を踏まえて、いわゆる経営基盤をどう強化していくかという政策については、今後新しい計画の中で打ち出していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○政策統括官 中家委員にはたびたび麦、大豆に対するエールを送っていただきまして、誠にありがとうございます。

国産小麦に対する需要が供給を上回っているというのは、何回か前のこの会議でも申し上げましたけれども、28年産からでありまして、それまではどっちかという国産小麦というのはマーケットでの評価も低かったわけでありまして、品種の開発も進んできましたし、生産者の方々の肥培管理なり、生産の努力も進んできましたし、消費者の皆さん方が国産小麦、品種の開発なり生産者のご努力というのもあってということだと思いますけれども、メーカーも商品開発をする中で、国産小麦に対する

需要が高まってきたということがあります。従って、前回の基本計画の策定時にはまだそういう状態になってない、もしくは兆しはあったけれども、半信半疑だったんだと思うんですけれども、その後5年続いてきているわけでありまして、国産小麦についてはもちろんであります、大豆についても生産をしっかりやっつけていかねばならないというふうに思っています。

もちろん主食用米の需要の拡大だとか輸出の拡大だとかというのも努めていくわけですが、水田において果樹、野菜といった高収益作物の他、麦、大豆なんかもしっかり取り組んでいくということにしていきたいと思っておりますし、来年度の予算要求でもそういうものに対する支援ができればなというふうに思っております。

○農村振興局農村政策部長 先ほど荒廃農地の施策の効果をどう見ているかというお話がございました。

それで、この荒廃農地の発生抑制のための施策がいくつかございますけれども、特に効果が多いのは多面的機能支払制度、それから中山間地域等直接支払制度、この二つの施策による発生抑制効果というのは非常に大きいというふうに見ているんですけれども、この点につきましては、要は多面支払いなり、中山間直払いを実施している地域としてない地域を比べて、それぞれの荒廃農地の増加率といえますか、それを勘案した上で、仮に中山間直払いなり多面払いを実施していなかったら、ほかのやっていない地域に比べると増加率が抑えられているというような数字をはじき出しているということでご理解を賜ればと思います。

○中家委員 私はそれは分かるんですけれども、21とか14、この数字がどんな形で出たのかなという思いがありましたので。

○農村振興局農村政策部長 まず、21は荒廃農地の発生面積ということでございますけれども、これにつきましては趨勢の減少面積ということで申しますと、耕地及び作付面積の統計から推計をした数字ですとか、現行施策が実施されない場合の発生面積がこれぐらいになるだろうというような数字を積み上げて、この数字をはじき出しております。

○中家委員 分かりました。

今の農地の問題、先ほどの集積の話もそうなんですけれども、日本の農業ものすごく多様化しているので、例えば水田地帯があれば、もちろん中山間もある中で、画一的な施策というのは非常に難しいと思うんですね。

先ほど横山局長が言われましたように、地方で選択するというんですか、実態を踏まえたやり方をしていかないと、画一的に例えば8割集積するんだとかいう形のものではないと思います。いろいろな農業地帯別とか、あるいは作目別とか、そういう形で何か細かい指標みたいなものが、基本計画に

書く、書かぬは別にしまして、今度具体的にアクションプランを起こす段階では、そういうものも必要かなという思いがしています。

○大橋部会長 今のはご意見として賜ったということだと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方にもお願いしたいと思います。柚木委員からお願いします。

○柚木委員 ありがとうございます。

先ほどの中家委員のお話とも重複するところがあるんですけども、一つは農地の確保目標といえますか、農地の面積の見通しということです。この点については先ほどもお話がありましたけれども、全国一律ではなくて、地域類型毎には整理をした方がいいのではないかとこのように思っています。都市的な地域もそうですし、それから平地の農業地域、そして中間農業地域、山間農業地域というこのタイプがあるわけですから、その地域毎の農地の状況の中で、今担い手にどれだけ集積されているのかというようなこと、それから耕作放棄地がどれくらい発生しているのかというようなこと、これは地域、地帯によって大きな差が出てきているわけですから、そこのところはしっかりと検証して、明らかにしておくということが国民理解のためにも必要だというふうに思っています。

それから、田と畑とでは大きく違うわけですから、この利用の仕方含めて、田、畑、樹園地、また採草放牧地みたいなことも含めて、地目別の農地の状況ということについても、整理をしておく必要があるのではないかと考えています。

さらに言えば、基盤整備が済んだところと済んでいないところということの整理をすれば、その農地の使い方ということが、かなり目に見えた形ができてくるのではないかと思います。

それから、もう一つ農地面積の見通しの中で、現在人・農地プランということで、この実質化に向けた取組を推進するわけですが、これがカバーしている地域の農地面積と基本計画での農地見通しのところを、どういうふうに調整していくのか。基本計画での全体の確保目標はこうなんだけど、人・農地プランで整理している農地面積としては、今こういうふうな状況になっていますよということも、整理をする必要があるのではないかとこのように2点目があります。

それから、荒廃農地の発生要因ということで、資料1の13ページのところに、全国農業会議所の調査結果も載せていただいているわけですが、これは現在地域で暮らして、そこで耕作している人のアンケート結果です。これから大事なことは、農地を使って規模拡大をしようとか、新規就農をしようとかという経営サイドの使う側の立場に立って、この農地をどういうふうな状態なら使いやすいんだというふうなことを把握をしていかないと、今の発生要因がこうなんだからということだけだと、それを改善していくための具体的な施策が生まれてこないのではないかと思います。ここは使う人の立場の方の考えを耕作放棄地についても、こういうふうな形なら使い勝手がいいんだよということ

が出てくるような、これは会議所もそういうこともやらなきゃいかんとは思っているわけですが、そういう観点が必要ではないかということをお願いしておきます。

それと、もう一つこの資料1の3ページのところで、これまでの考え方と新しい基本計画における考え方ということの中で、東日本大震災からの復旧ということの言葉が消えています。かなり復旧が進んでいるというご説明をいただきましたが、原発の関係により営農再開が困難な地域も残っています。さらに言えば昨今の水害含めて、自然災害が多発して農地が改廃しているという状況もありますので、そういう自然災害等で改廃した農地についての復旧の在り方と申しますか、これも原状回復だけでなく、よりそこを効率的な農業ができるような方向に持っていくというようなことも、農地の全体の確保なり利用ということ言えば、必要な観点ではないかなというふうに思っております。

それから、大きい2点目としては、資料の2の農業構造の展望でございます。

農業就業人口等の見直し含めて整理をされて、農業の労働力の確保という観点からの資料もここに示されているわけですが、まず第1の法人経営の役員等について、労働力として今まで見てなかったということなんですけれども、そもそもこれまでも農業生産法人、今でいう農地所有適格法人については、役員要件として常時従事の要件をかけているわけでありますから、当然労働力として見るのは当たり前の話じゃないかというふうに思います。統計上そこを抜いていたということ自体がどうかという感じがします。

それから、この全体の労働力の中に、外国人材について言葉としてはこの資料の中に入ってきてないんですけども、当然雇用の就業者の中には入っているということだと思うんですが、その確認をさせていただきたいと思います。これから将来にわたって、一定の就業人口を確保していく中に占める外国人材の比率と申しますか、どれぐらい想定していくのかというふうなことについても今回の基本計画の中では踏み込んでいく必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、全体の農村地域における所得の確保の問題の中で、先ほど来お話が出ておりますけれども、特に今印象に残ったのが資料4-1のご説明の中で、3ページのところで⑥ということで定年帰農とか、新しいライフスタイルを含めた新しい農業の展開と申しますか、効率的で安定的ということだけではない、効率性はなくても、そこに住んで、そこで一定の農業を行っていくというふうなイメージのものも、今回取り込んでいくんだというふうなこと、そのことが人口減少の中での農村地域の活性化にも結びついていくんだと、また農地の利用を引き上げていく要素にもなっていくんだというふうなことで、私としてはこういう観点も新しい基本計画の中には取り込んでいく必要があると思っております。

前々から申し上げておりますように、多様な農地利用の在り方というようなことも提起をしていく

必要があるのではないかと考えております。

以上であります。

○大橋部会長 ありがとうございます。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。ご説明いただきましてありがとうございます。

4点申し上げたいと思います。

まず、一つ目は中家委員、柚木委員からご指摘いただいたこと、私も同じ思いでございまして、資料1の農地の減少の部分でございます。

地域毎、あとは農地の類型毎、あとは大まかな品目の括り毎に、より詳細に分析するということが大事だというふうに思っております。ここの部分が今後の政策立案の中でのファクトベースのところていくと一番大事なのではないのかなと。

まさにこのような形で分析をいただいた上で、様々な政策が打たれて、先ほどご説明いただいたように、産出額が上向く等の成果が出ているところでございますので、恐らく今この調査、同じ項目でやっても、随分と数字が変わってくるものもあるんじゃないか、変わらないものもあると思います。

こちらをご覧いただいても、例えば農産物の価格の部分は今上昇しているような品目、輸出のところも含めてございますし、生産調整の仕組みを見直していったりとか、あとはスマート農業を入れていくとか、あとは例えば不在地主の取り扱い等、いろいろなことを打たれている中で、もしかしたら今一番の各地域毎とか、作物の類型毎のホットトピックというのがずれてきている部分もある。そこを是非分析を詳細にいただければと思っております。

二つ目も、こちらは柚木委員と重複するところでございますが、法人経営における労働力であったり、もしくは生産力という観点でいきますと、常雇いだけではなくて役員を足すと、この二つを足したものを基本的な指標、KPIに置いていただいて、過去にさかのぼって分析をいただくというのが一番的確かなというふうに思っております。

今常雇いだけ見ると、少しここ数年伸び悩んでいるように見える部分があるかと思いますが、それぞれがビジネス感覚を持って、もしくは地域の中での使命感を持って法人化してご活躍いただいている役員の方々がカウントされていないというのは、当事者の方々からしても、自分はカウントされていないのかというのは、これはミスリードな部分かと思っておりますので、この二つを見て、どんどんと勢いであったり、地域に新しい担い手の方が生まれているということを広く周知を是非いただければと思っております。

3番目の6次産業化の部分でございます。

ご案内のとおり、1次、2次、3次を足し合わせる、もしくは掛け合わせるという形の6次産業化でございますが、先ほどご説明いただいたように、狭義の6次産業化の部分でいくと、言い換えると農業者の事業多角化に近い部分かと思いますが、この部分は難しい部分、餅は餅屋の部分から考えると、非常にご苦労された方もおられるかなというのは、先ほどご説明いただいたことは、私も非常に同感でございます。

一方で、地域の新しい魅力であったり、雇用の創出であったり、付加価値の増大、バリューチェーンの中での地域の存在感をより高めていくという形で考えますと、農業と他産業の掛け合わせによる価値増大というのは、非常に重要だと思っています。広義の6次産業化というのは、その重要性というのはより一層増してきているというふうに思いますので、政策的な観点でも地域内の連携であったり、様々な農業者とほかの地域の方々が連携する、もしくは地域外の方も含めて連携することによって生まれるという、その部分は引き続き6次産業化の施策の中で、より一層推進していただければ、地域の新しい活力がどんどん生まれてくるのかなと思っています。

最後4点目でございます。

先ほど経営モデルの中で、農機のシェアリング等というのがございました。過去の制度を拝見させていただいても、例えば農機の補助金について、購入だけじゃなくてリース、レンタルが認められてきてというのがございますが、今農家の方々のお話をお伺いすると、シェアリングについてはまだ現行の様々な補助の制度であったり、申請書類などのところで、一部まだアップデートされていない部分があるのではないかなというふうなお話をいろいろな地域でいただいております。複数の方々でシェアリングする時、農機を買う時にどういうふうに補助金を申請すればいいのかとか、資産計上に伴う何かの優遇策が例えば自治体である時に、これは計上できるのできないのみたいな話とか、もしくは先ほどのアウトソーシングのような形で、農家の方々から特にスマート農機を使って作業受託を受けると、そのような事業者に対してはどのような支援ができるのか、こちら辺は既存の政策プラスアルファでは是非ご検討いただければ、今の技術革新の非常にすばらしいスピード、先日のアグリビジネス創出フェアも行かせていただきましたが、ああいうような形で日本独自の強みが生まれている中で、それが農業の方々の実際の経営改善の実感につながっていくような、そういうような架け橋を政策的にかけることができるのではないかなというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、大山委員、お願いいたします。

○大山委員 今まで中家委員、柚木委員、三輪委員からいろいろなご意見あったところ、私も同じよ

うなところもありますけれども、荒廃農地を防ぐこと、それから農地を集積して、いわゆるコスト削減とか生産性を上げることというのは、恐らく今の人口ピラミッド、もちろん農業者もそうですけれども、2025年に多くの方が後期高齢者になったり、80代の方がふえていく中で、向こう5年、10年は相当の過渡期で、多分地域毎にもまだら模様がいっぱい生ずるように感じています。

先週も地方の行事に私参加して、それ以前も農業者の方から聞くと、土地の集積の本音のところは、個人の財産権、所有権みたいなところもあって、土地持ち非農家の方の考え方とかもあるので、いわゆる虫食い農地をきちっと集積する時に問題になるのは、必ず地域の間人間関係だったり、個人だったりという考え方で、非常にざっくばらんな表現ですけれども、例えば基礎自治体の方の首長さんに、あまりよくない表現ですけど、異様に腕力のある人とか調整力のある人がいると、非常に早く進んだり、あと地域の農業者の方でも発言力やコミュニティへの力のある人がいると、きちっと進んで、そこに規模拡大と経営刷新を目指したい人が入ってくると、非常に進むという話をかなり聞くんですね。

そうすると、先ほど経営局の方からも、農村振興局の方からも、いわゆる制度的に全部、それから上から何でも押しつけてじゃなくて、地域の現状認識をかなり進めるというところで、多分現実はその間に一つのネックも今私が申し上げたような地域の实情とか、個人の財産権とか所有権のところがあって、それがまたずるずる時間がたっていくうちに、条件不利地も含めた荒廃農地もふえてくるという時間との勝負の5年間か10年間のような気がするので、基本計画は国として書くものですけど、基礎自治体とか中間管理機構の行政実務に絡む部分は、地域の分析と何がネックかというところをきちっと拾い上げるような観点というのは、あってもいいかなというふうに考えます。

それから、今回この会議に参加して思うのは、人口ピラミッドや農業従事者の構造変化の多分本当の持続可能性の5年、10年というふうに考えると、今日の後半の議論のテーマにちょっと引っかかったらうので、あまり先取り、前取りしないようにしたいんですけど、スマート化やデータ化をコスト削減に生かす刷新のためには、ある程度規模の経済も必要になるので、その時にまだら模様が地域で生じて、進取の気性というか、非常に経営力の敏感な農業者はそっちへ行くんでしょけれど、そうじゃない方も出てくるのはいたし方ないと。

その時に今日ご説明いただいた資料4-1の3ページのところで、農業経営モデルという恐らく生産性向上の方向と例えば果樹、野菜、畜産の高付加価値で収益の高いものばかりにいくという流れになると、どうしても経済合理性ばかりの理念とスマート農業を導入した高い経営モデルの効果とかというのとは別に、資料4-1の3ページの⑤にある担い手を減らさないために、現状と乖離したものでなく、現状を踏まえたモデルプラス⑥にも関わるんでしょけれど、何か農業をやることで職業選択をすごく魅力的だと思うことで、単なる経済合理性や市場原理主義的にもうかるぞ、もうかるぞとい

う誘導じゃないものの何か要素も、基本計画の中に、もし農業経営の多様化の中で、今後の一つの在り方みたいなものがあれば、資料4-1の3ページの文言や考え方をどう基本計画に盛り込んでいくのか、その実務作業を私は分からないんですけど、そういう観点も是非入れていただいていた方が、恐らく、すごい鋭敏で、スマート農業に鋭敏になっていく人とそうじゃない人と、地域ごとで昭和的な古典的な価値観に拘泥したままの人々がいっぱいいるようなところとそうでないところ、まだらになるのを、何かそこをブレイクスルーするためには、別の考え方も農業には職業としてあるんだみたいなことも、一つ入れていった方が経営モデルとか、今後の経営とか農村振興にはプラスになるのではないかと考えました。

以上です。

○大橋部会長 それでは、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

荒廃農地の発生の抑制の見通しと実績の推移とグラフをずっと見ていたんですけども、こんなことを言うと身も蓋もないかもしれませんが、この見通しと実績を見ますと、行政評価的な視点からすると、政策効果が期待ほどというか、かなり上がってないというか、下の方に張りついているというふうに見えます。

今のお話の中で、再生に関してはかなりうまくいっているという話と、東日本からの復旧に関しては、よくいっているということであると、そうじゃないところでもう一工夫、相当前に進んだものを取り入れないと、この見通しのおりにはならないんじゃないかなと普通に見て思ってしまう。

あるいはもしかしたら見通しの数値が高かったという評価は、あるのかもしれませんが、その場合は先ほどのお話のように、見通しを下げるんだったら目標はいいのかみたいな話があるので、そこは出し方にもよると思うんですけど、いずれにしろ今現状で見ているのだと、この政策を見通しどおりに近づけるためには、もう一段の相当新たな強力なプッシュが要るかなと思います。これまでの方々のお話にあったように、もうちょっときめ細かな分析とか、地域毎の分析というのがあると、もうちょっと意見が特に現場の皆さんからもあるのではないかと思います。

個人的な意見で言いますと、この発生の大きな要因となる高齢者労働力の不足と担い手の不足というのは、これは本当に日本全体の問題なので、ここが問題だと言っている限りにおいては、多分解決ができないんだと思うんですね。日本は多分政府全体で人口減少をとめたいと思って、いろいろな政策を打っているんですけども、それはなかなか効果的な手がないということで、もし高齢化と担い手不足だけを理由にして、これが改善しなければ改善しないということになると相当厳しいことになるので、そうじゃないところでも物を考えなくちゃいけないと思っています。



土地持ち非農家の増加というのがあるんですけど、思うに土地持ち非農家というのは、多分土地は持っているけれども、そのおたくはほかの産業というか、お勤めなんかで収入は十分ある。土地はあるけど、昔農家やっていたけど、農家をやらなくてもいいよ、どっちでもいいよなという状態のまま先祖伝来の土地は持っていることでしょうか。代がわりが起こって、でも代がわりが起こる時にどうしたらいいかなということがあまりきれいに解決しなくて、そのまま放置されてしまったということも想像されます。

その場合には、そのお宅にとっての土地がどういう存在であるかということじゃなくて、まさにその地域にとってこの土地をどう生かすべきかということを目、早目に考えていただく方の存在が必要で、それは人・農地プランにその考え方は埋め込まれていると思うんですけど、その人・農地プランが本当にどこの自治体でも機能しているかというところが心配です。

土地が個々のものとして考えていたら、多分本当にそれぞれの自由に放置するのも自由、どういふふうにするのも自由ということになって、日本全体の土地の使い方としては適切にならないと思うので、相当な強いイニシアティブをとって、代がわりの少し前からそこに接触をし、相談をし、どうするつもりなんですかということをおっしゃる方が自治体とか現場で必要なのかなと思います。また相談できる人は先ほどの6次産業化でも別の意味で必要かなと思っています。

ヒアリングにも行かせていただいたんですけども、現場の6次産業化はかなりうまくやっている方でも、6次のトータルをご自身のところで見るとはかなりしんどいと、要するに生産者としてのアビリティと売買するアビリティの両方の要素を備えていなければうまくいかないの、それぞれは別の方であっても、そこをうまくコーディネートしてくれて、結びつけて下さる方がいると、一貫通貫でうまくいくというようなことをおっしゃってしまして、その意味で今まさに自治体や現場におけるコーディネート機能やそういった相談機能がどうなっているかということは、分析いただけるとありがたいと思います。

○大橋部会長 ありがとうございます。

一旦ここで区切らせていただいて、農水省側からご回答をいただければと思いますけれども、では順番にお願いいたします。

○農村振興局農村政策部長 農村振興局でございます。

複数の委員の方から重複するようなご指摘もいただいておりますので、全体答えられるところは答えていきたいと思っております。

柚木委員、三輪委員、大山委員の方から、できるだけそういった地域毎にきめ細かく見ていく必要があるのではないかというお話がございました。ご指摘はごもっともだというふうに、私も認識をし

ております。例えば、荒廃農地の発生率というようなことで見ても、平地の農業地域といわゆる中山間地域では大分数字に違いがあるというのが実態だと思います。そういった意味で、我々農地の利用の在り方等を含め、農地の在り方を考えていく上で、できるだけきめ細かく見ていくという必要については、ご指摘のとおりだというふうには思っております。

ただ、一方では今我々が持っている統計データとか、そういったものの限界というものもございしますので、にわかに今回の基本計画の見直しのご議論の中で、どこまでご提供できるかということになると、厳しいところがあるんですけども、ただ今後のいろいろな施策を考えていく中で、ご指摘あったところについては、当然我々も頭に入れて考えていかなければいけないというふうに思っております。

農地の見通しと目標の話も、繰り返しいただいております。確かに、この基本計画の中では、先ほどご説明をさせていただいたように、目標ということではなくて、見通しということでお示しをさせていただいておるわけでございますけれども、農振法に基づく指針の中での優良農地の確保の目標等々も併せて、我々としても今後の農地の在り方、いかに優良農地を残していくかというようなことについて、政策全体の中で頭に入れながらやっていきたいというふうに思っております。

あと宮島委員の方から、施策の効果のご指摘もいただきました。先ほども申しましたように、例えば中山間直払いですとか、多面的機能支払い、これを実施したところについての施策の効果は、先ほど申し上げたような考え方の下に数字をはじいており、そこについては我々一定の効果が出ているというふうに考えているんですけども、一方で日本の農地全てをこれら二つの制度でカバーをしてないということも事実でございます。

結局趨勢の荒廃農地の発生が見通しよりも確かに今大きく出ているというところで、既に27年の基本計画の時にはじき出した農地の見通し面積も、既に5年で近づいているということになっておりますけれども、結局そういった施策でなかなかカバーできてないところを転用なり、荒廃農地の発生が見込みよりも大きく出ているというような状況にあるというふうに考えております。

当然、いろいろな施策を組む中で、財政的な制約も考えながら、またできるだけ広くカバーできればいいんですけども、全ての農地をそういった施策でカバーすることができないという中で、そういうカバーできない部分について、どういうふうに荒廃農地の発生等々を抑えていくのかということになりますと、先ほど高齢化等々を理由にしては始まらないというようなご指摘をいただきました。それも全くそのとおりでございます。結局いかに農地を使って農作物を作って、それによって農業者の所得がきちんと確保できるかと、そういう農業の絵姿というのを示していかないと、結局農地が使われない。それによって荒廃農地がより見通しよりも大きく発生してしまうという問題につな

がっていくというふうに思いますので、そういった点につきましては、日本のこれからの農業というのをいかに足腰の強い、しっかりしたものにしていくのか、きちんと所得が確保できるものにしていくのか、全体の施策の中で支えていかなければいけない部分があるのではないかなというふうに考えております。そういったことも念頭に置きながら、今後議論を進めさせていただければなというふうに思っております。

それから、農村振興局、農村政策を所管している立場として、先ほどからご指摘ある広い意味での6次化といいますか、農業と他産業との連携ですとか、これは前の企画部会の中でも考え方を示させていただいたかと思えますけれども、大変重要な視点であるというふうに我々は認識をしております。

例えば、今具体的に進めております農泊の取組について見ても、結局農泊というのは宿泊していただいて、地元の農産物等を使った食事を提供させていただいて、いろいろな農山漁村地域ならではの体験をしていただくということがこの三つの要素が農泊の一番重要なポイントであるというふうに考えているんですけれども、これらの要素を例えば体験ということにとっても、当然宿泊を受ける農業者、農家さんだけでそういったプログラムが賄えるわけではありません。そういった意味では、地域の他の産業との連携ということをどういうふうによくやっていくかということは、非常に重要な視点であります。

先ほども申しましたけれども、そういった意味で、地域全体の力といいますか、総力を生かしながら地域全体をどういうふうに支えていくかという視点というのは、ますます重要になっているというふうに認識をしておりますので、今後の農村政策の在り方の検討をしていくに当たって、ご指摘の点も十分に踏まえながら、我々も考えていきたいというふうに思っております。

○経営局長 経営局でございます。

まず、柚木委員と三輪委員からございました法人役員の取り扱いについては、ご指摘のとおりの方角で検討して参りたいというふうに思います。

それから、柚木委員から外国人の方の取扱いはどうなっているのかというお話でございますが、外国人の方も統計上、この常雇い等の中に入っております。具体的な数字で申し上げますと、平成30年、直近の外国人材の受入数、これは厚生労働省の方の統計でございますけれども、3万1,000人、うち2万8,000人は外国人技能実習生となっております。また、センサス年との比較で申し上げますと、2015年度でございますが、1万9,000人の外国人の方がおられまして、うち1万7,000人が技能実習生と、このようになっているところでございます。

これに加えて、これから特定技能制度、今年から始まったところでございますので、今現在は

まだまだということですが、我々の見通しとしては、今後5年間で最大で3万6,500人ということで見込んでいるということをございます。

それから、柚木委員、宮島委員、それから大山委員からも人・農地プランの取組、実質化についてのご質問をいただいたところをございます。

ご指摘のありましたとおり、人・農地プランはそれぞれのまさに地域でこれから誰にどういうふう  
に農地を集めていくのかということをおいば地域で決めていただくという取組でございまして、それ  
をやるに当たって、まずアンケートをとってもらって、今何歳で後継者がいるのかいないのかという  
ところを出してもらう。それを実際地図に落とす、その上で外から人を持ってくるんですか、どうす  
るんですかというのをそれぞれの地域で決めていただくという取組でございまして、我々としてはで  
きるだけ多くの地域でやっていただきたいと思ひますし、逆にこれができないということは、相当そ  
の地域は厳しいというふうにお考えないといけないのかなというふうにお思ひしております。

また、それぞれの地域におきましても、全ての農地が網羅できるのか、何割網羅できるのかという  
点もございまして。我々としては、できるだけ多くの農地について将来像が描けるような人・農地プラ  
ン、これをそれぞれの地域で作っていただきたいということで、現在はそれに向けて実質化をするた  
めの工程表をまず出して下さいという取組をやっているところをございます。

その際、宮島委員からも大山委員からもご指摘がございましたとおり、中心になる人がいるよねと、  
全くそのとおりでございまして。そういう時に、もちろん市町村というのが一つございまして、市町村  
自体も実際農林担当の職員数というのは減ってきているという中で、今の人・農地プランの実質化の  
取組においては、例えば農業委員会の皆様方でございましてとか、あるいは農協の皆様方、さらには土  
地改良区の方々にも協力いただく。それにももちろん都道府県でありますとか農地バンク、そうしたも  
のにも関与した上で、それぞれの地域でしっかり議論をして出していただきたいということで、今取り  
組んでいるところをございます。

我々としても、実際工程表なりを見た上で、それぞれのところにまたその状況を確認して、必要な  
後押しというか、そういったことはして参りたいと、このようにお考えているところをございます。

○技術総括審議官 柚木委員、大山委員から、農業経営モデルの資料について明示的に3ページの⑤、  
⑥といったお話がございましたけれども、まさに新しい農業経営モデルを作る際には、現場とずれて  
しまっはいけないというふうにお思ひしております。効率性といひますか、大規模にすればするほど農業  
所得は上がりますので、我々としてもそういう形で過去ずっと作ってきました。そうしますと、現場  
とずれてしまうということがありましたので、今後は現状を踏まえた上でのモデルとさらに意欲的な  
モデル、例えばスマート化を入れたモデルを作っはこうじゃないかと。

例えば、例を申し上げれば、お茶をやります。お茶の経営モデルは、お茶だけで何とか他産業並みにしようじゃないかというふうを考えるんですね。そうすると、そこがいかないんです。なかなかいかないで、規模拡大せざるを得なくなってしまったということがあります。実際、皆さん現場でどうしているかという、お茶と水稻の複合経営なんですね。さらに冬では冬春レタスを作っているとか、複合経営をやっています。我々としては、お茶ならお茶の政策だけの経営モデルを作っていたと、これはどうなのかなということで、地域のあれに根ざしたものを作っていかなきゃいけないと思っています。そこら辺のところ、新しいバリエーションとしてシニアの定年帰農だとか、そういったところも狙っていこうかなというふうに考えています。

あと三輪委員の方から、スマート経営の関係で、シェアリングとかアウトソーシングを織り込むということなんですけれども、我々は今実証事業で69カ所を全国で展開しております。これは生産者の方に機械を導入してもらって、経営がうまくいくかどうかというのを検証してもらっているという事業でありますけれども、今後はアウトソーシングをする事業者、こういったことが例えばドローンを10台買って、10台をうまくシェアリングしてリースするといった、事業がうまくいくかどうかというような検証も、そういった事業の中でうまくできないのかなということで検討していきたいと思っています。

今後はサービス化とかアウトソーシングが非常に大事な時代になっておりますので、何とかうまくやっていきたいなと思っています。

以上です。

○食料産業局長 食料産業局です。簡単にお答え申し上げます。

宮島委員の方から6次産業化、個々の農業者が多角化が難しい部分というのはご指摘のとおりでございます。地域が農商工連携的な取組についてももしっかり考えていきたいと思っております。

それから、宮島委員の方からコーディネーターの話がございました。今中央と地方にプランナーを配置しているんですが、ややもすると専門性がこうなっているものですから、トータルでコーディネートできる方、エグゼクティブプランナーというのを配置を始めていますので、しっかり取り組んで参ります。

○大橋部会長 それでは、委員のご意見をまた続けたいと思っておりますけれども、近藤委員からよろしいですか、お願いいたします。

○近藤委員 既に委員の方々からご指摘が出されていますけれども、荒廃農地との趨勢値の件については、最大値と最小値を示して、それぞれ地域毎の対応を可能にするような方法がいいのではないかなというふうに思いました。

それから、次期基本計画を立てる上で、農地と人については非常にポイントの点でありますので、80歳以上が非常に私は気になっていまして、以前は非生産力人口というカウントの仕方で、これは除外したんじゃないかなと思います。

それから、農業統計上80歳以上をどう捉えているかということに関連して言うと、商業統計ではどうなっているのか、これを単純に生産力、就業人口としてカウントしてしまっているものかどうかは、数字的にもばかにならない数字になっていますから、今後の計画を立てる上では非常に重要ではないかなというふうに思います。

それから、もう一点法人の経営体が約2万4,000ぐらいあったと思いますが、役員数が15万6,000いて、法人にも農家から法人なりした経営体、それから外部参入した法人経営体がありますし、集落営農という大きく分けると三つに分かれるかと思いますが、このところの役員を農業従事者としてカウントする、しないも含めて、統計上の整理はきちっとする必要があるのではないかなという、ここが一番気になっている点であります。

それから、農泊についてご発言がございましたけれども、おっしゃったように、私ども4万7,000の市町村で年間1万2,000受け入れていて、大体8割が修学旅行なわけですけども、農林漁業者だけで受け入れをするというのは、これ以上はだめだと、逆に農家の負担が大きくなり過ぎて、これが地域振興になるのかという議論をしているところですが、農泊という言い方をすると、農林水産省所管の事業にどうしてもなってくるので、これはもうちょっと緩くして地域全体の振興には非常に必要だと思いますから、農業者以外でも受け入れられる政策支援ができるような制度に変えていただければ大変効果が高まるのではないかなという気がしています。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、栗本委員、お願いいたします。

○栗本委員 栗本です。よろしくお願いたします。

農地の方の関係で2点ほどなんですけれども、荒廃農地というので8ページのところなんですけど、再生されている荒廃農地はふえているというお話があったんですが、8ページの写真を見ると、ここ一、二年で荒廃したわけではないような、多分10年とかの歳月をかけて荒廃したような農地の写真が写し出されていると思うんですけども、実際再生されている荒廃農地がどういうレベルの荒廃農地なのか、そして新たに生まれている荒廃農地というのも数字が出ていましたけれども、これが例えば一、二年放置されて、草がちょっと生えているような程度のものを言っているのか、それによって、こういう8ページにあるような抜根から始まって、大きな重機を入れなければ再生できない農地をや

るよりも、一、二年で放棄され、なかなか担い手に渡されていない農地というのをもっときめ細かく対応して、早く担い手に移行する施策をもっと打つべきではないのかなというふうに思います。

実際、私は11年前に就農をしているんですけども、私の借りた農地も一部が荒廃農地でした。その時には荒廃農地に対する補助金みたいのが全くなかった状態だったので、自己資金において重機を入れて、50アール借りた中の10アール程度が荒廃していたんですけども、抜根をすると同時に、中に廃棄ビニールであるとか、農薬の使用済みの瓶であるとか、使われなかったたい肥なんかはかなり投棄されておりまして、それを2トン車で三、四杯運んだ記憶が10年以上前なので、記憶が定かではないんですけど、そういうことを行わなければならない農地しか借りれなかったという現実があるんですね。

なので、そこに投じたお金、100万円ぐらいですけども、私は自腹で出しましたけれども、それを国の税金で補助をして、本当に荒れてしまった農地に手を出すのか、荒れる直前のものをきっちりと拾い上げていく方が絶対それは経費的にもいいと思うので、そこが荒廃農地の定義というか、データ上再生されている荒廃農地というものと、新たに生まれている荒廃農地のレベルの差があるのではないのかなというのを感じてしまったので、どういう荒廃農地かというのを把握すべきではないのかなというふうに思いました。

あと二つ目は、ほかの委員の方も言うておられたんですけども、地域単位で見ていかなければならないというのは、本当にそう思います。地域単位で分析すると同時に、地域単位でどうありたいのか、どうあるべきかという今後の地域の農業のビジョンというのを明確にしていくということがそれが農地の集積、集約につながり、担い手増にもつながっていくんじゃないのかというふうにも思うんですね。

実際、私の農園がある周辺を今ぱっと頭の中で浮かべてみると、4車線の国道沿いにある農地を私は貸していただいているんですけど、その周辺を道沿いに頭に思い浮かべると、私のハウスがあると隣が荒廃農地、隣が太陽光パネル、隣がお芋畑、隣が荒廃農地、その隣がビニールハウス、全く地域のビジョンが見えてこない。そして、例えば私が規模拡大したいよといった時にも、隣は荒廃農地だけど、その隣に太陽光パネルがあるとなると、ハウスを建ててしまうと太陽が遮られるということで、反対に遭う可能性もある。そういった時に、やる気があっても阻まれるということがあるので、地域単位でビジョンを明確にしていくということは重要じゃないかなというふうに思います。

担い手、新規就農者の点なんですけれども、私たち新規就農者が離農して、離農した農地を新たな新規就農者が借りるというパターンが今発生してきています。10年ぐらい新規就農者がやって、借入れのお金の返済が終わったと同時に、やる気を喪失してしまっている新規就農者なんかもあります。

なので、非農家出身で新規就農した方の5年度、10年後というのをきっちり分析していくべきじゃないかなというふうに思います。甘い言葉というか、いいところの面だけを見せて、農業の世界に引き入れて、こんなはずではなかったというセリフを生まないためにも、それはとても大切じゃないかなというふうに思います。

最後に6次産業化についてですけれども、これも実態をきっちり分析するべきだと思います。所得を伸ばすということで、6次産業化がかなり力を入れて進められてきたと思いますけれども、農業者としては6次産業化が所得に直結しているとは決して言えないと思っています。

私自身は、私、栽培のプロと商品開発のプロである洋菓子店さんとかと組んだ形で、コラボレーションした形で商品を生み出すという形で2社ほどおつき合いをさせていただいておりますけれども、そのことによって自分の栽培しているものの価値も落とさないまま、全量買取でやっていただいているので、そういう形もあるのかなというふうに思っています。

最後に質問というか、言葉が分からなかったんですけど、所得増大のところ4ページのところの一番下の方に小さく所得の算出の仕方のところで、経常補助金というふうにあるんですけど、これが具体的に何なのかを分からなかったので、教えていただければと思います。

○大橋部会長 ありがとうございます。

もう少し委員のご意見を伺えればと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、磯崎委員、お願いいたします。

○磯崎委員 磯崎でございます。

ほとんど今日いろいろな意見が出ていて、共通しているところもかなりあると思うんですけども、今日最初に非常に印象的だったのは、古い資料ではありますが、荒廃農地の発生原因のところをずっと見ていて、多分これは一個一個やっているけれども、全部ある意味原因のところは重なっているんじゃないかなというふうに思っているし、先ほど13ページにありましたけれども、先ほどの高齢化、労働力不足、あるいは農地の受け手がいない、こういうものというのは、一つ一つの理由ではなくて、全部重なっているものであって、しかもこれは人口動態からしたら最初から分かっていることと、先ほどどなたかがおっしゃっていたとおりのところだと思います。

これは本当に一体どうするのかというのをそれぞれの地域に任せて、本当にいいのかということ、あるいは個人に任せていいのかというのが私は大変疑問です。どなたかがおっしゃっていましたが、私も営農しておりますけれども、ほとんど周りは高齢化でやめちゃっています。以前にもお話ししたかもしれませんが、自分としては新たな農業に取組みたいんですけども、個人のみんな所有でやっているの、実は有機栽培をやりたくても、結局いわゆる耕作地を捨ててやっているわけなの



で、自分だけやることはできないということで、あまり使いたくもない農薬を使っちゃっていると、こういうふうになっています。

こういうことというのは、個人が自由にやめられるというこの制度というか、日本の農業の抱えていらっしゃる大きな課題の一つだと思うんですけども、これだったらどうにもならぬということで、先ほどは地域のリーダーシップある人がとか、声の大きい人がとかあったけど、もっともっと私は強制的にこれはできないかと、本当に農業を守るならということ、やめる人がいたら勝手にやめて下さいと、やれる人はやって下さいでは、地域というのは私はこれは潰れていくというふうに思っています。

そのところをしっかりとやらないといけないなと、ある意味法人化ですとか、組織化とか、そういうふうにしないと、農業というのは個人がやっているもので、漁業と近いところがありますけれども、土地はずっとつながっているものですから、これはちょっと私はできないなというふうに思っています。従って、全体を統括する仕組みというのを今こそ入れないと、これはますます17年ぐらい前のデータでしたから、さらにそれが私は進んでいるんだろうなというふうに思っております。

それから、もう一つはできるだけ生産量、先ほど3.8兆円の農業所得ということを書いていまして、約196万人の農業従事者とすると、単純に割り算すると200万円が年間の所得になってくると、目標としては400万円から700万円の他の産業のところまでいこうという、これは相当ハードルが高いなというふうに思っております。

従って、やるためには規模の拡大ということで、先ほど北海道のところでもかなりいい所得のところがありましたけれども、これはあくまでも成功している方のところで、ほかの方たちはいろいろなやり方で零細の方もいらっしゃるし、兼業の方もいらっしゃるかもしれませんが、本当にこれを上げようとしたら、私は大規模化と機械化、そして法人化、ここだというふうに思っております。

以前にもお話ししましたがけれども、本当に荒れちゃって、荒れちゃってどうしようもなかったところ、これを数年かけてようやく企業として土地を手に入れたというのがあります。土地を手に入れて、ようやく大規模にやっただと。企業がやりますから、一気に機械化を入れてやっていく。そのぐらいの大胆に、確かに個人の所有地ではありますけれども、そのぐらいのことやらないと、私は日本の農業というのは将来がないというふうに思っております。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、有田委員、お願いいたします。

○有田委員 ありがとうございます。皆様のご意見を伺っていて、私自身はさらに悩んでいます。

日本の農業は持続可能であってほしいので、日本の農業が荒廃していくことに非常に危機感を覚えて

います。先ほどの回答にありましたように、将来プランや、地域性の違いを調査しつつ、その適性を見ていくことは当然のことです。それから一つの作物だけではリスクがあると思います。複合農業で持続可能な経営などを考えていくのは必要だと思っています。土地の問題と経営の問題と、それから国にどこまで求めていくのかなどです。今後も国が農業を強くしていくという強い姿勢が見えないと、持続可能な農業というのはいり得ないと思います。ですが、国が直接に経営をしているわけでも有りません。

先ほどの意見と回答を伺った時に、地域性の違いの調査とそれを生かした経営を、誰がどうつなぎ、経営をされている方がどのように考えていくのか。地域性が違うのですから、それぞれ違うようなリーダーシップの発揮の仕方であってもいいと思います。違って当然だと思っています。その中でできることを努力するというのが必要ではないかということを考えていました。他産業でもそうですが、サービス分野の仕事が多くを占めてきています。コーディネーター、トータルでコーディネートをするエグゼクティブプランナーというような言葉も出ましたが、本当に農業経営を健全化できるのかどうか、本当の意味でのアドバイスができるのかコーディネーターとしての力量が足りないばかりに、結局、やめてしまわざるを得ない農業の担い手がでないかと心配しております。そのようなことがあれば非常に残念です。農業経営者のライフプランも見ながら、真に農業者の立場に立ったアドバイスを行い、農業経営に関連する法律的な援助もできるような支援、それから地域が自立する、健全で健康的な農業が進められていくということが必要ですが、網羅的に書かれているのは仕方がないと思いました。

資料4-1ですけれども、新たな農業経営モデルの作成という現行農業経営モデルでも配慮されている事項ということです。私は、生産現場の見学とヒアリングに1カ所だけ伺いました。そこで、昔は大きな経営モデルだけを勧めていたはずだが、また家族経営を出してくるのは矛盾しているとの発言がありました。

ここに今でも配慮されているということが書かれていて、他産業に比べて遜色のない所得が得られるモデルや、地域の中核となると考える家族経営、これが多様な農業というふうを考えられていることなどを、それぞれの地域や生産者の方に理解をしていただくことが必要だと思います。それにプラスしてスマート農業等の新技術が低コストで導入され、地域の自治体の担当部局がどのように支援ができるかなど、期待だけさせないよう、税金が真に生かされた使い方になることを望んでいます。基本計画は、多少は網羅的になっても仕方がないと思いつつ、以上のような感想を持ちました。

○大橋部会長 ありがとうございます。

染谷委員、お願いいたします。

○染谷委員 染谷です。よろしく申し上げます。

農業、これは農地と人、これが一番大事なんですけれども、これがいろいろ問題になっています。どうして農業をやる人が減っていくんだろうと考えた時に、一つは所得だと思うんですね。他産業と比べてまだまだ低い、その辺のところから高校、大学を出て、どうせ働くのだったらそんな安い所得の農業じゃなくて、一流の企業行けよということになっちゃうんですけれども、そういう中でちょっと一言質問させていただきたいんですけれども、この資料4-1の2ページに、実際の経営状況ということで、水田の方の個別経営の数字が出ているんですけれども、それで20ヘクタールを超えると1人当たりの所得1,248万6,000円になるんですね。これは自分の読み方が悪いのかどうかあれなんですけれども、これでよろしいんですか。

○技術総括審議官 これはデータ的に見ますと、まず経営体制については悉皆調査ですので、全部の数字が入っているんですね。それでもって1人当たり農業所得については、これはサンプル調査になっていまして、20ヘクタール以上でもかなりの大きなところの方々をサンプルにしている可能性もありますし、全体を把握しているというわけではないです。サンプル調査ということになっていますので、かなり大規模なところにつきましては、数字的に割ってみるとそういった数字になっているということでございます。

○染谷委員 それで、その下の15~20ヘクタールでも789万円になるんですね。そうすると、かなり所得がいいのかなと感じているんですけれども、それともう一点、これは我が国の農業生産産出額ですか、それが9.3兆円となっています。それで、生産農業所得ということで3.8兆円になるんですね。そうすると、これは40%が所得ということになりますけれども、これもそういう数字でいいんですかね。

○大橋部会長 後ほど精査しておきます。

○染谷委員 それと、あともう一点、そこの分母、これは農家何人になるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それから、自分たちは農業をやるのに所得もそうなんですけれども、これは一つは一般の人たちに農業を理解してもらって、応援してもらわなかったら、やる気、誇りがありませんよね。農業は必要ないと言われて、食べ物は外国のものでもいいから、日本のものじゃなくていいとなれば、どんどん農家のやる気もなくなるし、その辺のところも日本でできたものをしっかり食べていこうという、そういう国民にしていきたいと思います。その辺も絡めて、自分では子供たちに田植えと稲刈り、またはいろいろな農作業をしてもらって、できるだけ農業を理解してもらおう。自分たちの食べているものはこういうふうにしてできるんだよということで、小学校を初め10のグループが毎年田植えと稲刈りをやっています。

これはあくまでもお金もうけじゃないですよ。そこへ来て、田んぼに入ってその経験をしてもらって、自分で食べているお米がこうしてとれるんだという、そういうことを知ってもらうために、そういうことをしながら、農業というものを理解してもらうということを努力しています。その辺もこれから一層農業というものを外に訴えかけていくことも必要なのかなと感じています。

それから、もう一点土地についてなんですけれども、先ほども土地持ち非農家ということであったんですけれども、自分たちの周りにもたくさんあるんですよ。これは農家であって、農業をしなくなって、自分でやれないからということで荒らしてあるのがあります。

また、もう一つは相続の時に、これは子供たち皆平等で農地も相続受けるんですけれども、その土地に住んでない人たちが相続を受けます。それでそこを農業をやった経験がなくても、土地はもらってそれをそのままにする。そういうことが多々あるんですけれども、その問題もこのままでいいのかなという、農地というものを大事にするには、そういう問題も解決していかなくちゃならないかなと感じています。

それから、もう一点土地なんですけれども、この中にも太陽光パネルとありましたよね。使ってない農地、荒らしていない農地、別にこれは太陽光パネルはいいんですけれども、農振地域の中にも太陽光パネルが可能になっているんですよ。その辺のところ、実際にやりたいという人は、もう年だから、農業をやれないから太陽光パネルで少しでも所得を上げたいということで始まると思うんですけれども、その一軒で終わればいいんですけれども、もしそこが許可されると、どんどんその周りに広がっていくんですよ。そうすると、農振地域、農用地、そういうところがどんどん農地でなくなってくるんじゃないかなと、そう感じています。その点よろしくをお願いします。

○大橋部会長 実はあと30分ぐらいなんですけど、もう一つ重要な議題もあって、ちょっと巻きを入れつつご発言いただければと思います。

○高野委員 高野でございます。

先ほど来出していた荒廃する農地とか耕作放棄地に対して、何かそういう権利の制限というのはできないのかというのは、土地というのはある意味国の財産ですよ。それがむやみに放置されていて、何の生産性も起きない。そこに人が住んでいる、あるいは工場が建っているというならまた別なんでしょうけれども、全く生産されないということが大きな問題ではないかなと思うのと。

それから、こういう論議の時に、一番最初に出ていた日本として食料生産をどうしていくのか、それから食料生産だけじゃなくて国土保全とか環境保全とか、それから我々の健康とかということに対して、農業が大きく関わっているわけなので、そのためには例えば本当に自給力というか、主要な品目の生産目標をどうするのかとか、それに対して土地の確保がどれだけ必要で、なおかつそれに携わ

ってくる人たちの所得をどうやって保証していく、どういうふうモデルを作るかということがあるかと思うんですけども、そういうことが想像できるような何かがないのかなというふうに思いました。

それから、ちょっと質問なんですけれども、資料1の先ほど来何回も出ている7ページなんですけれども、これは多面的機能支払交付金の取組面積の推移とありまして、約220万ヘクタールのところで頭打ちになっているんですけども、これは現在ある農地は440万ヘクタールの約半分がこの交付金の対象になっているということよろしいですか。

○農村振興局農村政策部長 はい。

○高野委員 先ほどこの交付金を受けているところは、荒廃が少ないのではないかと、あるいはあと半分は交付金を受けていないので、その部分が荒廃が多いのではないかと説明でよろしいんですか、そういう理解をしてよろしいということですか。

○農村振興局農村政策部長 はい。

○高野委員 分かりました。ありがとうございます。

○大橋部会長 残りの委員でご発言を希望される方は、是非お願いできればと思いますけれども、よろしいですか。

西村委員、お願いいたします。

○西村委員 ありがとうございます。

農業所得の質問が何人かの委員さんから出されていますが、生産所得の方は上がっていて、それと連動して農業所得も良い形で上がっているような資料上は見え方がするんですが、現場にいと、農業所得が上がっているという感覚を持ってないです。資料の中で農業所得の内訳が見えにくいと感じます。農家区分として専業農家もあれば兼業農家も、あるいは農業法人等様々な形態があります。属性毎の所得が分析されないと、それぞれの属性の伸びしろや、改善策が違うのではないのでしょうか。

それと、資料4-2の16で、茶業の農業モデルが示されています。が、私は地元が静岡県なんですけど、今年も相当な数の茶農家がやめます。大きな経営モデルというのは、流通・販売力を持つ茶商が主体の生産法人が、規模拡大しているというモデルが多いです。こういった事業者に対して、零細農家さんが下請けとか、あるいは生産委託先となってるため買い取り価格がコントロールをされるので、作っても作っても収益が上がらないというのが現状。集約規模化モデルを推奨していくことはもちろん大事なんですけど、実は生産現場を担う農家の収益が安定しない等、矛盾した状況も出ています。

以上です。

○大橋部会長 ご協力ありがとうございます。

それでは、最後までよろしければ佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

皆さんほかの委員から出されたことがほとんど私も同じ考えだったので、ただしつこいようですが、荒廃農地の発生原因というのは、一遍に決めるのではなくて、農産物というか、稲作だったり、果樹だったりとか、そういう区分けして発生原因というのは追及した方がいいと思いますし、これは全体的な荒廃農地の発生原因ということになっていっていると、年齢と労働力不足とか、土地持ち非農家の増加とかというのが大きくはなっているんですけど、でも次の担い手に土地がいかないというのは、条件が悪い土地が多過ぎれば、その地域の後継者にはならないと思うので、こういったところは細やかにやってもらいたいなというふうに感じました。

あと人・農地プラン、前回の審議会の時に聞いて、よくよく調べて、それがどういうことなのかというのは調べてきたんですが、せっかくいいプランを立ち上げているので、これを本当に加速させて、各地域で進めていかないと、ますます農業のよさというか、日本の農業が衰退していくのではないかなというふうに感じました。

なので、農業委員会さんを通して人・農地プランの話し合いをする場面を作るというのを前回聞いていたんですけども、それ以上にもっと強い指導者というか、その地域を盛り上げていけるような人材というのが必要なんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。せかしてしまって申しわけございませんでした。

以上で一通り委員のご発言をいただいたので、農水省側からもしご回答、あるいは質問もあったと思いますけれども、いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○農村振興局農村政策部長 ありがとうございます。農村振興局でございます。お答えできるところを順次お答えさせていただきます。

近藤委員の方から、荒廃農地の趨勢といいますか、数字の出し方のところで、要は幅をとるような形で示してはどうかというようなご意見を頂戴いたしました。確かに、やり方としてそういったやり方もあるかなとは思いますが、どういった要素を勘案してそういう幅で見るとかとかということ、いろいろまた考えていくと、難しい論点もあるかなというふうに考えております。いずれにしても、ご意見として承らせていただきたいと思います。

それから、農泊の関係につきましては、現在農山漁村振興交付金の中で支援をしておりますけれども、その中で農業者じゃなきゃだめというような仕組みにはなっておりません。地域で取り組んでいただける方、地域協議会等々入っていただいて、対象にできるというような形にはなっております

が、ただご指摘のとおりでございます。これからも事業を仕組むに当たって、そういったことを引き続き我々も頭に入れながら、対応していきたいというふうに思っております。

それから、栗本委員の方からも、荒廃農地の関係についてご質問ございましたけれども、荒廃農地というのは、我々の調査の中での定義で言うと、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地という定義で、現況を確認をして荒廃農地に当たるかどうかというのは判断しながら、この面積を拾っているということでございます。

さらに、荒廃農地の中に、要は再生利用が可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地という、一応二つのカテゴリーに分けるような考え方ですけれども、再生可能な荒廃農地というのは抜根、整地、区画整理、客土等により再生をすることによって、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれるもの、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地というのは森林の様相を呈しているもので、そういったことをやっても、なかなか農地に戻せないよねということで、現況を拾いながらやっているということで、確かに放置されて1年とか2年とか、そういう数字で拾っているわけではないということなんですが、いずれにしても我々はそういった取組をやることによって、再生利用が見込まれる荒廃農地について、再生をしていくということに引き続き取り組んで参りたいと考えております。

それから、土地利用のお話がありました。地域でいろいろ話し合いもしていただいた上で、地域の農地を含めた土地利用の在り方というのを検討していただくということが基本ではあるというふうに思っております。確かに、実際の現況でそういうなかなか使いづらい状態になっているというようなことだということで、お伺いいたしましたけれども、今の制度の枠組みの中でも、ある程度可能とはなっておりますし、あるいはまた制度的にこういったところもさらにとというようなご意見があるのであれば、そういったことをまた我々としてもお聞きしながら、今後の制度の運用等を含めて、その在り方の検討に生かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

それから、染谷委員の方から太陽光パネルのお話がありました。いわゆる本当の大型の太陽光パネル団地のような、ああいイメージの太陽光パネルの設置については、農用地区域の中では基本的に認められないということになっておるんですけれども、一方で営農型太陽光パネルの設置については、一次転用ということで、周りの営農に影響がないかというようなことを確認しながら、設置は可能になっているということでございます。

具体的な個別事案ということであると、その辺の事情を我々も見ながらということではあるんですけれども、制度的にはそういうことになっているということで、ご理解をいただければというふうに

思っております。

農村振興局の方からは以上でございます。

○経営局長 経営局でございます。

磯崎委員、高野委員から、荒廃農地といいますか、農地をしっかりと利用してもらうようなことが制度上もできないのかというご指摘だったと思います。

現行の制度といたしましては、既に制度としてはございます。農地法の中で、遊休農地、農地の利用状況を調査をする。これは農業委員会にやっていただくわけですが、その上で農地の所有者の方が引き続き利用する意向があるかどうかというのを確認し、最終的には都道府県知事の裁定も経た上で、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得できるようなものでございます。

あと、また染谷委員から指摘があった相続にも関連いたしますけれども、所有者不明の農地というのが発生した場合にも、相続人が1人でも簡単な手続で農地中間管理機構に貸し出すことを可能とする制度等も設けているところでございます。

ただ、いずれにしてもこれは農地中間管理機構にいった後、実際に耕作してもらう人によってもらわないといけないということになるわけですが、その際に地域の方でこの人がしっかりやるんだという受け入れがないと、なかなかそこは難しい。まさに栗本委員からもご指摘ございましたけれども、実際新規参入の方々が地域に入られて苦勞しているのは、周りの方々との関係でいかに受け入れてもらうか、だからこそ行政はもちろんでございますけれども、農協でありますとか農業委員会、土地改良区、そういった関係機関こそって支援、サポートをしていかないといけないということではないかと我々としては考えているところでございます。

○生産局長 簡単に申し上げます。

栗本委員の方から6次産業化につきましてご指摘ありましたが、6次産業化は取り組む方全員に、最後のところまで求めているわけじゃなくて、おっしゃられたように、例えば農商工連携みたいな、そういうものでもオーケーでございますので、それぞれの置かれている経営の状況で取り組んでいただけばいいと思っております。

以上です。

○統計部長 統計部でございます。

染谷委員から、資料3の4ページに関連してですけれども、農業総産出額、29年でいきますと9.3兆円、それから生産農業所得3.8兆円、大体4割程度になっているということの関係、農業総産出額と生産農業所得との関係についてご質問ございました。

それから、関連して栗本委員の方から、この脚注にあります経常補助金というのはどういうものな



のかというご質問がございました。

これらについてお答えいたしますと、まず農業総産出額というのは、農産物のいわば売上額に当たります。従いまして、そこには経費と申しますか、中間投入が含まれているわけでございます。従って、生産農業所得にこれから計算していくためには、物的経費を差し引くという考え方の下に、農業所得率というものをまず掛けます。その上で経常補助金を足すという操作をするということでございます。従いまして、農業総産出額に対して生産農業所得は4割ぐらいになりますけれども、経常補助金を加えて生産農業所得を算出しますので、農業所得率というのは4割ほど大きくございませぬ。3割程度、3割ちょっとという数字でございます。

それで、経常補助金の考え方でございますが、生産農業所得というのは、国民所得のいわば農業分野の数値でございます。国民所得の一般理論として、財・サービスの価格というのは間接税の分だけ高くなって、経常補助金の分だけ低くなっているということで、間接税の部分は差し引いて、経常補助金の分は足すと、こういうことをするわけでございます。

それで、経常補助金はそういった考え方から、基本的にはでございますが、価格に結びつく補助金ということでございます。具体的には、水田活用の直接支払交付金ですとか、畑作物の直接支払交付金ですとか、それから野菜価格安定対策ですとか、牛マルキン、豚マルキン、肉用子牛の生産者補給金ですとか、果樹経営支援対策だとか、こういったものはもちろん含まれますけれども、これ以外にも多面的農業支払い、あるいは中山間地域等直接支払い、また環境保全型農業直接支払いなどもこの経常補助金の中に含まれます。

それで、西村委員の方から、生産農業所得が上がっているけれども、農家の所得が上がっているという実感が無いという話、またもう少し分析的に所得がどうなっているのかというのを捉えたものはないのかと、こういうご指摘がございました。

先ほどご説明しましたように、生産農業所得というのは、農業総産出額に農業所得率を掛けて経常補助金を足して算出しますので、営農類型別の数値というものはございませぬ。営農類型別の所得というのは、別の統計で営農類型別経営統計というものがございまして、これで13の営農類型について1農業形態当たりの所得というものはじき出しております。29年の数字でいきますと、全体平均で1農業形態当たりの農業所得は219万円で、前年よりも4%上がっています。219万円というのは、非常に小さい数字に思えます。これは数の上では圧倒的である水田作のいわゆる兼業農家の分も入っているから、こういう数字が出ます。

ですから、例えば水田作の10ヘクタール未満の形態の分を省いて計算をすると、倍ぐらいの金額になります。この営農類型別経営統計の農業所得でございますが、営農類型別で見ていきますと、水田

作、畑作、それから酪農、養豚、採卵鶏では29年はふえておりますけれども、野菜とか果樹とか花卉、それから肉用牛、ブロイラーについては減っていますので、必ずしも全てがふえているというデータではございません。それぞれ営農類型別に分析的に捉えるという統計もございます。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

ご協力ありがとうございます。

それでは、次の議題もございますので、移りたいと思います。

農業のデジタルトランスフォーメーションについて、まずは事務局より資料のご説明ということで、信夫サイバーセキュリティ・情報化審議官にお願いしたいと思います。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 ご指名いただきありがとうございます。

資料5を用いながらご説明させていただきます。

まず、1ページ目であります。

人口減少社会に入りまして、他の先進国に例を見ない早さで少子高齢化が進み、産業競争力の低下ですとか、地域社会の活力の低下が懸念される我が国におきまして、デジタル技術の活用による産業や社会の変革、これはデジタルトランスフォーメーション、DXと呼んでおりますけれども、これが最重要の課題であります。政府としても、未来投資戦略や骨太の方針といった閣議決定文書におきまして、Society 5.0の実現を進めていく旨、宣言をしております。

2ページ目でございますように、実際他の先進国や中国では既に国家レベルの戦略としてDXに向けた取組が始まっており、日本としても他国に劣後しないよう取組を進めていく必要があります。

我が国の農業政策におけるDXの取組につきましては、3ページ目にありますように、2015年3月に策定された現行の食料・農業・農村基本計画におきましては、DXに関する記述はございません。今回の基本計画の見直しにおきましては、勘案すべき食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化の重要な要素としてDXを取り上げる必要があると考えております。

特に農業分野につきましては、4ページ目にまとめてありますように、他の分野にも比して従事者の高齢化ですとか、労働力不足等の課題が顕在化しております。このような中で、農業を成長産業にしていくためには、農業経営者や関係者、そして農水省をはじめとする行政がデジタル技術の活用を強力に進め、DXを実現していく必要性が非常に高いというふうに考えております。

5ページ目でございますように、農業の生産現場と行政、また消費者との間をつなぐ物流、小売、輸出の各事業者、そして消費者自身がデジタル技術やデータを介して切れ目なくシームレスにつなが

り、農業者が消費者サイドからの情報のフィードバックを随時受けながら、ニーズを的確に把握し、それに応じた、場合によってはそれを超える新しい価値を消費者に提供するというサイクルを実現していきたいと考えております。

6ページから7ページにまとめてありますように、実際DXの実現に向けては、既に農業者、流通・小売業者、アグリテック企業、農業団体など、様々なプレイヤーが動き出しています。農林水産省としては、現在点や線の状態のこれらの取組を面的に拡大していきたいと考えております。

以上、これまでご説明したことをまとめたのが8ページであります。今後農政におきまして、農業DXを実現する目的は、農業者がデジタル技術を活用して、消費者が求める多様な価値を提供することにより、経営発展、すなわち売り上げの増大と所得の向上を実現することであり、そういった農業経営が大宗を担う農業構造の実現を目指したいと考えております。

換言すれば、農業者が相当な努力を傾けて、手塩にかけて生産した農産物や畜産物を単に出荷するだけではなく、デジタルの力を用いて、消費者に対し安全、安心、おいしさ、新鮮さ、健康、施設や農場での自然体験、苦労や思いといったストーリーなどの価値がしっかり伝わるように提供し、その価値に対して消費者が対価を支払っていただけるという農業にしたいと考えております。

このような農業の在り様を、DXの実現に先んじて取り組んでいる交通分野ですとか、情報システム基盤の分野での取組、MaaSとかIaaSというふうに呼んでおりますけれども、これと並べてFarming as a Service、FaaSと呼びたいというふうに考えております。

農業のDXを実現するための主要な施策、取組の柱は9ページ目の資料、これは本年6月7日に総理を本部長といたしますIT総合戦略本部に当省から提出した資料でございますけれども、ここにまとめてあります。また、現時点において取り組む予定のプロジェクトを整理したものが10ページ目の資料でございます。これらの中には、これから構想や進め方を検討していくものもありますが、ある程度具体化してきたもの、あるいは既に取り組み始めているプロジェクトをいくつかご紹介して参ります。

11ページ目から12ページ目でございますけれども、農業の生産現場でスマート農業技術の実装を進めるための農業新技術の現場実装プログラムに盛り込まれた施策を確実に実施して参ります。このプログラムは、本年6月に総理を本部長とする農林水産業地域の活力創造本部において了承されたもので、三つのパートから成り立っています。

まず、新技術を導入した場合に実現が期待される農業経営の将来像を営農類型毎にお示しし、各経営での目標設定の参考としていただきます。

次に、各技術のロードマップをお示しし、その技術が実証段階なのか、市販化され始めた段階なの

か、いつから普及段階に入るのか等をお示しし、農業者の方々に技術を導入するタイミングを見きわめていただこうとするものであります。

そして、新技術の実装を推進するための施策や取組を最後にまとめています。

農業者が実装に取り組む段階を知る、試す、導入するの3段階に分けて、それぞれを促進するのに必要な施策を整理しています。また、基盤作りや新技術の開発、改良に関する施策も盛り込んでいます。これらの施策を着実に実施し、スマート農業技術が実装されることで、農業生産の効率化、省力化はもとより、各機器に装備されたセンサーがデータを収集し、これを分析し、結果を作業工程や経営管理にフィードバックすることで、データ駆動型の農業経営が実現されていくこととなります。

次に、13ページ目の農林水産省共通申請サービスについてです。

現在政府全体でデジタルガバメントの実現に取り組んでおりますが、農林水産省では法令に基づく手続や補助金、交付金の申請など、様々な手続をオンラインにより一元的に行えるシステムを開発中です。これにより、手続を行う際にあちこちの窓口に行く頻度が大幅に少なくなるワンストップや、ある手続で一度登録した情報は再度入力する必要がなくなるワンスオンリーにより、利用者の利便性が向上します。また、申請データは農林水産省に集約されることから、これを分析して施策の効果測定やその後の効果的な推進に活用することができます。令和3年度からの本格運用に向け、現在システム開発に取り組んでおります。また、本格運用に先駆けて、来年2月から一部事業での試行を行って参ります。

また、併せて手続そのものの見直しにも取り組みます。14ページに掲げている写真は、当省のある事業を活用するために、ある事業主体が作成、提出しなけりばならなかつた書類一式の写真であります。現場では農業従事者の数が減り、営農を続ける農業者に農地が集まってくるような状況になっていると承知しています。農業経営者の方は、経営に一層注力しなければなりませんし、それを支える関係者の皆様方も同様だと思ひます。しかし、役所の事務手続に忙殺されていたのでは、経営の工夫のために使う時間がなくなり、経営発展を妨げることにもなつてしまひます。このため、共通申請サービスの導入に併せて、申請等に係る書類や申請項目など、行政実務の抜本的な見直しにも取り組んで参ります。

15ページ目をご覧ください。

共通申請サービスが導入されることを契機とした行政実務の見直しの具体的な取組の一つとして、デジタル地図を活用した農地情報の管理の在り方に関する検討を進めて参ります。現在、農地に関する情報は、申請手続の種類に応じて農業委員会、地域農業再生協議会、農業共済組合といった機関がバラバラに収集、管理して参ります。その結果、農業者は農地情報を初めとする申請に必要な情報を

同様なものであっても各実施機関にその都度申請しなければならず、また農地情報が縦割りで収集、蓄積され、独立したデータベースで管理されており、突合作業も十分に行われていないことから、農地情報に整合性がない状態になっております。

そこで、デジタル技術や共通申請サービス、筆ポリゴン等を活用して、ワンストップやワンスオンリーの実現はもとより、関係者が共有できるデジタル地図にデータを反映させることにより、農地情報の一元的な管理や効果的な活用を進めたいと考えております。技術的な検討を要することから、まずは実務者による検討会を立ち上げ、研究を進めて参ります。

16ページ目をご覧ください。

私ども出張などで農業の現場にお邪魔することがしばしばありますが、農業者をはじめ農業関係者の方とお話ししていると、私どもが作っている政策の情報が現場に十分に届いていなかったり、また現場で生じている問題や課題もありのままに霞ヶ関に届いていない現状を目の当たりにします。今年前半、この企画部会で行われたヒアリングでは、多様な農業者や事業者の皆様がこの場にお越しただいて、現場の課題や苦勞を披瀝していただいたわけでございますけれども、現場の課題に対して迅速な政策対応が求められる中で、日頃からもっと当省と農業者との間の緊密なコミュニケーションをとっていく必要があると考えております。

このような問題意識の下、農業者政策情報配信アプリ、MAFFアプリを開発しているところであります。ユーザー属性に応じたプッシュ型の情報発信、リアルタイムでの現場の声の吸い上げ等を行うことで、直接即時の情報の受発信を実現いたします。令和2年4月から公開予定ですが、将来的には共通申請サービスの接続や追加機能の付与により、当省と農業者の総合的なコミュニケーションプラットフォームに発展させたいと考えております。

17ページ目をご覧ください。

農村には農産物をはじめ多様な資源が豊富に存在してございます。既存の事業活動が衰退し、それが活力を失う原因となっている地域も多い中で、地域に眠る資源の価値を掘り起こして新たに事業を起こし、農村に雇用と職を生み出すことが地域の活性化には必要だと考えております。

一方で、実際に起業にチャレンジしている方にお話を伺うと、近くに切磋琢磨し合う相手や資金の調達等について相談する相手もなかなかいないという実態が見えて参りました。ビジネスは多様なつながりの中で磨かれていくものであり、このような状態は企業者本人にとっても厳しく、また地域にとってもプラスにならないと考えております。

このため、今年9月にオンライン上で企業者や企業支援者が交流できるプラットフォーム、INACOMEを開設いたしました。起業者や起業希望者を中心に、起業支援組織や地域の他の事業者の

方々がコミュニティ機能やメンバー支援者検索、個別相談などでつながることができ、ビジネスプランの磨き上げや連携を図ることができます。また、昨日には事業アイデアを競うピッチイベントへの参加募集も始めております。I N A C O M E を農山漁村で起業しようとする方や支援しようとする皆さんのプラットフォームとして活用されるようにしていきたいと考えております。

なお、I N A C O M E という名前は田舎に人、知恵、所得、これはインカムでありますけれども、これをもたらすという意味で名前をつけさせていただいたところであります。

以上、農業分野のデジタルトランスフォーメーション実現に向けて、その考え方やいくつかのプロジェクトをご紹介させていただきました。10月7日には省内に専任のデジタル政策推進チームを立ち上げて、これらのプロジェクトを強力に推進する体制を整えてございます。また、D X の実現に向けた取組が後戻りしませんよう、基本計画の中にもしっかりと位置付けて参りたいと考えております。

委員の皆様のご理解を賜れば幸いです。

以上です。

○大橋部会長 どうもありがとうございます。

実はお時間来てしまっているんですけども、せっかくの機会ですので、お時間に余裕のある方はいらしていただいて、ご意見いただければなと思っています。

ちなみに、今日ご欠席の中谷専門委員からは資料6でご意見いただいていますので、申し添えます。

是非せっかくの機会ですので、ご意見ある方お願いできればと思いますけれども、まず宮島委員からお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。ごく短くいきます。

政府などのS o c i e t y 5.0の議論などにも参加しておりまして、この分野は日本はむしろ遅れている部分があるので、これは全部すぐに進めていただきたいと思います。特に5カ年計画ですので、たった今の標準とか、たった今のレベルではなく、5年後をちゃんと見据えた上で考えていただきたい。特に既に進んだところでの失敗じゃないですけども、標準化がうまくいかなかったというケースは参考にしたいです。あとは古いシステムを捨てるのがうまくいってなくて、そこにすごく技術者が投入されているというケースが見られますので、そこら辺も先を見きわめていただきたいと思います。

あとは担い手との関係においては、まさに若い担い手を農村でふやすというのはすごい大事だと思う中で、今の大学生とか、普通にW i - F i とかつながらないところに行くのをそもそも嫌がります。だから、今の若い人を引きつけるためのベースとしても大変必要だと思いますので、一刻も早く進めていただきたいと思います。

○大橋部会長 それでは、三輪委員、お願いします。

○三輪委員 ご説明ありがとうございます。

今、私自身自治体とか農協の方がご参加いただいている農村デジタルトランスフォーメーション協議会というものの代表を務めておりまして、いろいろな自治体の方からご要望いただいているのを代わりにお伝えできればと思います。お時間がないので、簡単に3点いたします。

一つは農業データ連携基盤WAGRIがまさに政策の一つ大きな基盤になって参りますが、農業者の方々になかなかまだ浸透していないなというふうなことは、いろいろな現場で伺っております。その中でいきますと、今スマートフードチェーンの拡張というのを進めていますが、こちらは研究プロジェクトで進んでいるので、少し時間がまだかかる場所ですので、当面の起爆剤としては共通申請サービスというところにかかる期待というのは非常に多いと思いますので、是非こちらの方を積極推進をいただければと思っております。

あとそこに絡めまして、先ほどご説明いただいた様々な申請自体の見直しのところでございますが、ここは農水省だけではなくて、地方自治体の方々にも農水省の方でリーダーシップをとってお願いをしたいと思っております。よくIoTで手続簡略化というので、笑い話で、判子を押すロボットを作ろうみたいな間違った方向に進むというのは、こういうものはデジタル知識がきちんとなって、戦略観がないと、そういうふうな変テコなIoTとかデジタル化というのは進んでしまいきますので、是非このBPRのところをお願いできればと思っております。

あと最後のところでございますが、こういうふうな形で様々なデータであつたりが進んでいく中でいくと、農水省の中だけではなくて、府省間連携、このデータを例えば経産省にと、時に例えば警察、消防にと、総務省にと、いろいろな申請のところにも、農業者の方々のデータを使っていたかというようなことになるかと思っておりますので、もちろん農業と農業現場のデジタルトランスフォーメーションだと思っておりますが、それはデジタルデータには府省間のボーダーというのもないと思っておりますので、広く外にも使えるような形にさせていただいて、そのリーダーシップを農水省がとっていただくというのが一番デジタル化が進むのではないのかなと、地域の方々の思いにつながるのではないかと思っております。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

有田委員からお願いいたします。

○有田委員 私からは、ちょっと違った立場の意見を申し上げます。

このことについては反対するものでもありませんし、国際的にも遅れているということは十分承知

しております。ただ、EU、OECDなどの消費者を支援する担当部局では、デジタル化が進む時は、情報過多などで新しい脆弱な消費者が生まれるということを問題にしています。脆弱な消費者という  
と高齢者や障害者や子供というふうに思いがちですが、だれでも新しいサービスや技術が理解できな  
い、使いこなせない時に脆弱な消費者になります。そのようなことが生産者の方に起きないように支援  
をお願いしたいと思います。

○大橋部会長 大山委員。

○大山委員 宮島委員が言っていたことですが、私はエンジニアじゃないんですが、ジャーナリス  
トから今IT企業の方に移って、ようやく現実が分かったことがあります、IT技術、デジタル技  
術の変化がすごいキャットイヤーというか、ドッグイヤーというか、すごい早いですね。サービス  
の内容とかコンテンツも、なのでさっき宮島さんもおっしゃっていたんですけど、5年、10年見越し  
た初期投資の投資回収やその補助金があつという間に古くなるというところだけは、気をつけていた  
だきたいのと、あとはデータセキュリティのところもきちっと踏まえた上で、前回の基本計画にはな  
かったデジタルトランスフォーメーションのことは、明確に来年の計画にはきちっと書くのは全くの  
賛成でございます。

以上です。

○大橋部会長 近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 後で仕様書みたいのができれば概略を教えていただければありがたいんですが、農業も  
国際化が進んでいく中で、農業者の側から見ると、海外とのコストの比較ができないとか、海外では  
例えば同じトマトを作っていてもいくらなのかが分からないと、ただ目の前にばんばん輸入されて  
くるという実態がありますけれども、そういったことが一読できるようなシステムにしていだける  
とありがたいなというふうに思います。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

他にご意見ございますか。

それでは、全てコメントだとは思いますが、もし何かあればお願いいたします。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 ご指摘ありがとうございます。

まず、宮島委員から5年、10年見越した開発ということでございましたけれども、全くそのとおり  
だと思ってございます。そのために必要なのは、よくこの分野で言われますけれども、いきなり勢い  
込んで大規模なものを最初につくり込み過ぎないということが大事なのではないかと思っております。  
状況を見据えながら、よくアジャイルと言っておりますけれども、そういったことを中心に据えて開



発を進めていくということが必要なのではないかと思います。

また、ご指摘がありましたように、若い人たちはデジタルネイティブと呼ばれている世代でございますので、こういったことを進めることで、農業がより魅力のある産業になっていくということは、全くそのとおりだというふうに思っております。

それから、三輪委員からご指摘がございましたWAGRIに関してのご指摘でありましたけれども、スマートフードチェーン、まずWAGRIで農業の生産段階をやってから、これからその後WAGRIということでやっていく予定でございますけれども、一方で現場ではまさに民間ベースでスマートフードチェーンの構築に取り組まれようとしている事業者の方もたくさんおられますので、そういった方々などというものの連携をいたしながら、こういった基盤ができなければやれないということでもございませんので、それはまた農業の生産者、生産サイドにとってもいいことでございますので、そういった現場で先に進んでいくようなことを何か支援できるようなことも考えてまいりたいというふうに考えておりますし、また共通申請サービスについては、しっかりとつくり上げていきたいというふうに思っております。

それから、申請書類につきましては、自治体も含めてということでもございましたけれども、来年度から始める一部の事業での試行の中に、例えば経営所得安定対策ですとか、あるいは認定農業者制度がございます。これは認定農業者制度は都道府県への認定の申請につきましても、これは対象になりますので、そういったところで都道府県とも当然連携して、こういったものは作っていかねばいけませんし、経営所得安定対策に関しましては、地方農業再生協議会の方で申請を代行での手続をやっております。ここには自治体ですとか、地元のJAの方も当然しっかり仕事をしていただいておりますので、こういった人たちの使いが勝手がいいようにもしつつ、また手続を簡略化できるとかしながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、府省間連携につきましても、データ連携というのは幅広いデータと連携することが極めて重要でございますので、それは全くそのとおりだというふうに思っております。

それから、有田委員から情報過多の問題のご指摘がございました。MAFFアプリを先ほど作っていると申し上げましたけれども、MAFFアプリは農業者と我々がつながることを強調しておりましたけれども、実はこれはどなたでもダウンロードをしていただけます。ですので、消費者の方にもダウンロードしていただきまして、かつ自分の興味のある分野についてチェックをしていただきますと。  
○有田委員 消費者と言いましたけど、あくまでも生産者のことでの話をしましたので、私たちが知りたい、知りたくないは関係ありません。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 分かりました。

生産者であっても、自分の興味のある情報分野にチェックを入れていただければ、そういった情報がプッシュで届くようになっておりますので、何も必要がない情報がどんどん、どんどん関係のない情報が届くということにはならないようにしたいというふうに思っております。

また、先ほど地域再生協議会のお話もさせていただきましたけれども、代行申請というのを引き続きシステムの中でもやっていくことにしておりますので、例えばなかなかスマホを触れないとか、PCを触れないという農業者の方もいらっしゃるんですけども、そういった方に代えて、協議会の方で申請できると、それも当然オンラインでできるようにしてございます。

それから、大山委員からも5年、10年、先を見越してということですが、先ほど申し上げたとおりでございます。また、データセキュリティに気をつけてということに関しましても、これもしっかり心して対応して参りたいというふうに思っております。

それから、近藤委員のご指摘でありますけれども、外国とのデータの比較というのは、何かそういうものを例えばホームページ上で公表するとか、そういうことでございますか、ちょっと意図が理解できなかったのです。

○近藤委員 統計部局にはあると思うんですけども、そういったものが比較閲覧ができると、例えばトマトの施設園芸のコスト比較であるとか、特に日本に入ってきている農産物との経営的な比較がちゃんとできれば、努力の仕方が分かってくるという意味で申し上げました。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 担当の方から説明します。

○生産振興審議官 調べたものについては、できるだけ広く皆さんに知っていただけるように情報提供していきたいと思っております。

○大橋部会長 皆様方、本当にありがとうございました。

本日は私の不手際で時間が大幅に延びてしまって申しわけございません。また、一部委員の方で本当は言いたかったんだけど、ご意見を控えられた方もいらっしゃるんじゃないかと懸念しておりますので、追加のご意見ございましたら、事務局の方へお寄せいただければと思います。お時間いただいて、ご意見頂戴していますので、しっかり検討の中で生かしていければというふうに思っております。

私のところだけ今回皆さんの振り返りだけさせていただきますけれども、まず荒廃農地のことを中心にして、データ分析というものをもう少ししっかりすべきじゃないかというお話をいただいたんだと思います。全国で見通しとか施策効果を直線で張るだけでは分からないのではないかとというご指摘だと思っています。また、やる気のある農業者を後押しするためにも、地域の自主性とか自立性、あるいは多様性を尊重しつつも、国が望ましい方向性を示すべきじゃないかというお話もいただいたんだと思います。こうしたことが若い人たちのビジョン作りにも、地域のビジョン作りにも役に立つと

ということのご指摘だと思います。また、DXも進めていくのは重要だけど、やはり人間中心なので、我々農業者なり、あるいは消費者なりというものを主体にしてDXを進めていくべきだというお話だったかと思います。

小さい点なんですけど、栗本委員と染谷委員から太陽光のお話があったと思いますが、私が思っているのは多分低圧の分割接続があるのではないかという、あと加えて過積載というところが多分あるんじゃないかと思っていて、ご指摘されているのは大型のものを置くというやつですけど、低圧で分割してそれをまとめれば大型になるので、端から見ると区別がつかないということかもしれません。問題としてとらえていただければいいんじゃないかと思います。

以上です。

最後に事務局から次回の日程についてご説明をお願いします。

○政策課長 次回の企画部会では、これまでご議論いただいた内容の整理をさせていただきたいと思えます。日程につきましては、詳細がつき次第、ご連絡をいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○大橋部会長 それでは、これもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を閉会いたします。

午後6時17分 閉会